

企画経済委員会記録

○開催日時

平成29年3月15日 午前9時58分～午後4時32分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	下園政喜	委員	石野田浩
副委員長	落口久光	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	中島由美子

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	帯田裕達
議員	持原秀行	議員	森満晃
議員	成川幸太郎	議員	松澤力

○説明のための出席者

企画政策部長	末永隆光	情報政策課長	瀬戸口良一
企画政策課長	上大迫修	広報室長	屋久弘文
主幹兼企画総務グループ長	上蘭哲也	新エネルギー対策監	久保信治
氈はひとつ推進室長	古里洋一郎	新エネルギー対策課長	山口誠
行政改革推進課長	上戸理志		
コミュニティ課長	十島輝久	財政課長	今井功司

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
------	------	------	-------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第21号 薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定について 議案第22号 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	甌はひとつ推進室
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
議案第24号 財産の無償譲渡について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	情 報 政 策 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	広 報 室
議案第23号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	新エネルギー対策課

△開 会

○委員長（下園政喜）ただいまから、3月13日に引き続き企画経済委員会を開会いたします。

初めに、本日の審査の進め方についてお諮りします。

本日の委員会は、審査日程の2ページ、企画政策課からの審査を行います。企画政策課においてはコンベンション施設関係の議案と予算があることから、これを連続して審査するため、日程を入れかえたいと思います。

まず、議案第22号定住促進に関する条例の一部を改正する条例についてを審査することとします。

次に、議案第21号薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定についての審査に入り、質疑まで行うことにいたします。

その後、議案第36号一般会計予算の審査に入り、質疑終了後、改めて議案第21号薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定についてを議題とし、討論・採決を行うことにしたいと思います。

なお、コンベンション施設の全般の質疑は、一般会計予算の審査の中で行っていただくようお願いいたします。

ついては、このように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めることにいたします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△企画政策課の審査

○委員長（下園政喜）それでは、企画政策課の審査に入ります。

△議案第22号 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（下園政喜）まず、議案第22号薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、お手元のほうに議案つづりのほうを準備いただきまして、22-1ページをお願いいたします。

議案第22号薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。

提案の理由につきましては議場で申し上げておりますが、第4期を終えまして、来年度以降の3カ年間に対応するため、期間の定めを含めた改正を行うものが趣旨でございます。

めくっていただきまして、22-2ページをお願いいたします。

改正条文の本文に関しましては、後ほども説明いたしますが、第2条第5号中の規定の中で、市内事業者の加算に関する規定として、加算の規定を市内事業者に限って補助をするという規定に変えるという形での本文であります。

附則につきましては、1から6に記載してございますが、まず附則の2におきましては、改正前の制度で後年度、補助金の給付を受けているものについては、引き続き給付が受けられるようにする規定を、附則の3につきましては、改正後の条例の適用は平成29年4月1日からとする規定を、また、附則の4につきましては、平成28年度中に転入された方は1年以内に住宅を取得・リフォームをすることが可能になりますので、これにつきまして1年間、要するに平成29年度からの申請ができるという規定等をいたしたものでございます。

では、お手元に議会資料として関係の書類を提出させていただいておりますので、議会資料を用いまして改正の内容のほうを説明させていただきます。

議会資料につきましては3ページでございます。

議案第22号としまして、人口の推移・転入の状況、制度利用の実態等を見まして、定住促進補助制度を見直し、必要な条例改正を行うものといったものでございます。

制度の見直しのポイントと申しますか、項目につきましては、（1）としまして、対象区域の設定につきまして、これまで甲・乙・丙という三つの地域区分を持っておりましたが、このたび丙地域の川内市街地地域等を対象区域から除外、制度

の対象外とするということで第2条の改正をするものでございます。

(2)の対象要件としまして、先ほどちょっと触れましたが、住宅の取得・リフォームに係る建築請負契約の相手方を市内事業者とした場合は、加算の規定を設けておりましたけども、これは今回、市内事業者に限りということに条例を改正しまして、加算の規定を廃止とするものでございます。

また、イの子育てしやすい環境づくりの政策を別途拡充していくことを、制度を見直す中で議論をいたしておりましたので、転入施策としての子育て加算も廃止という形での条例改正をお願いするものでございます。

なお、制度改正後の制度につきましては3年延長し、平成32年3月31日まで3年間の延長ということで3条の規定で考えているということでございます。

先ほど申しましたが、(4)におきましては、改正後の規定につきましては、平成29年4月1日以降に申請する者において補助金を適用するというの附則を、またイにおきまして、平成28年度中に転入し、1年以内に住宅の取得、購入、リフォーム等を行った者並びに通勤用定期を購入する者につきましては、改正前の制度においてその内容的な適用を行うという形でございます。

右側の4ページでございますが、改正に伴いまして、改正前の制度と改正後の制度におきまして異なる部分を再度説明申し上げます。

対象者は、平成29年3月31日までの転入者を3年延長しまして、平成32年3月31日までとするというものでございます。

対象の地域及びその補助額につきまして、甲・乙地域については、それぞれ記載のとおり、住宅の取得・リフォームについて金額の高騰の変化はございません。ただし、欄外にある丙地域、川内地域のうちの次の8地区、隈之城から高城地区まででございますけど、今回対象区域とせず、また取得・リフォームについての補助的なサポートは行わないという形での改正を実施したものでございます。

次に、業者加算につきまして、市内事業所をお願いをした場合は、これまで住宅取得で50万円、リフォームで10万円ということでございますが、本体となります取得・リフォームの補助を受ける

に当たりましては、市内事業者に限るというふうな政策誘導したいということから、加算の規定は住宅取得・リフォームについては廃止を、また子育て加算につきましては、これから説明を申し上げますが、子育て世代支援の考え方にに基づき、全体的な政策のバランスの中で定住を図っていきたいということから、子育て加算を廃止という形で考えたものでございます。

なお、本条例の中に含めております新幹線通勤定期補助につきましては、従来どおりという考え方でございます。

最後に、子育て加算等につきましての廃止に改正をさせていただく中で、支援策としまして、点線で下のほうに矢印をつけておりますけども、市長の政策方針にもありましたとおり新たな子育てしやすい環境づくり政策、このようなインフルエンザ予防接種の助成を新規で、ピロリ菌抗体検査助成等も新規で、また市内の中学生、高校生の通学に係る定期券等の購入助成で、新規事業をごらんの3事業として、それぞれの所管課において予算化をし、対応していく考え方としたものでございます。

最後になりますますが、3年間は延長して、説明させていただきました改正内容としてお願いしたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長(下園政喜) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(中島由美子) 丙地域が全くなくなるということで、それでいいのかなというのと、また子育て支援を今度変えた状態ということ、インフルエンザやらが入ってくるわけですが、その中のピロリ菌については、県がやっていくということで説明があったんですけど、そうしたときに県は高校生と聞いてますが、うちは中学生ですよ。だから中学、高校と連続はできないのというか、県に合わせるとおっしゃったんです。そうしたときに、うちのこのピロリ菌はなくなるのかなと思ってるんですけど、そこはまだ話はできてないですよ。そのあたりがちょっと余ってくるのか、そしたら丙地域に少し何かは戻せないのかと思うんですけどどうでしょうか。

○企画政策課長(上大迫 修) 御質問は2点でございました。

今回廃止を予定します丙地域の支援について、どういった理由で廃止をしたのか、そこに対して復元はできないのかということの御指摘でございます。

丙地域の廃止につきまして、庁内的にもいろんな議論をする中で、私ども状況を説明させていただいたんですが、転入者・転居者の7割につきましては丙地域内への転入・転居でございます。そうしましたときに、この転入・転居される方々の主な要因といいますのは、商店街に近いでありますとか、暮らしやすい、勤務先・学校に近いというような形での転居・転入の背景がございました。

今回、制度見直しに当たりましては、市街地地域におきまして都市計画事業やその他の政策で環境を整えていることが、そこに転入・転居が図られているということでございますので、仮に取得・リフォームに関する助成がなくても、人口的な流動というのは見込めるとしたものでございます。

また広く捉えますと、転入促進の補助金があるから確定的にそのお金だけを選んで甲・乙・丙と決められている方の割合、もしくは薩摩川内市に対して、お金がここまで出るから薩摩川内市に限って転入しますよといった形の——インセンティブという表現を使いますけれども——そういった部分については多少弱いものがあると考えたところでございます。

それと、転入者や住民の方々から常々子育てしやすい若者の雇用があるといった部分が定住の第一条件ということで、新聞等にも報道されておりますとおり、そのような政策のほうを他の商工政策や総合戦略の中で進めておりますので、総合的に考えた中で丙地域の取り扱いと子育ての部分を議論したところでございます。

なお、もう一つありましたピロリ菌検査につきましては、県の制度の中で高校生の適用ということで、さきの市民福祉の中で所管課が答弁した部分があったかと思いますが、私どものほうが中学生でと考えているもの、市として考えているものと県の高校生といったものを相対的にどのように調整するのかということについては、結論は得ておりませんので、お答えのほうがちよっと難しいかと思えます。

なお、ピロリ菌の検査につきまして、所要の予算が数百万円ということでございます。地域費加

算の復元といった形に対応します部分からしますと、やはり大きさが違いますし、全体としてのフォローにつきましては十分できていると思っておりますので、丙地域への復元ということについては、現在のところでは考えていないところでございます。

○委員長（下園政喜）市民福祉委員会のほうでまた。

○委員（川畑善照）ここに今回、対象要件の中に住宅の取得・リフォームに係る建築契約の相手方を市内業者のみとするということでありまして、けれども、例えば建築物がマンションであったり——マンションは市外業者ですよ。あるいは、そういうのも除くのか。そして、リフォーム業者は営業所が川内にあるところを除くのか、そこをちょっと教えてください。

○企画政策課長（上大迫 修）マンションの話と一緒にしますと説明しにくい部分はありますけれども、マンションは中でも丙地域の部分で主に建っておりますので、地域を除外することからマンションの対象については、ほぼ甲・乙にはございませんので、整理とはその対象地域の整理で済むのではないかなと思っております。

甲・乙のところでは住宅取得・リフォームをする場合においては、市内に事業所を置く事業者であれば対応させていただくという考え方でおります。

○委員（川畑善照）建物の場合は定住を図るわけですから、当然、市外業者が建てたところでもいいと思うんです。だけど、このリフォーム業者は本社を市内に置くとしなければいけないんじゃないかなと思うんですが、そこはどう考えていらっしゃいますか。

○企画政策課長（上大迫 修）市内に事業所を置く事業者の方で、これまでもリフォームとしては加算を始める時点から運用させていただいております。そのような形で制度の周知が図られていますので、ここで本社の納税先を薩摩川内市に置くという形のところまでの絞り込みは現時点では難しいかと思っております。地域に定着して、地域に住宅供給やリフォーム等においてされている事業者さんまで含めた形で制度を使っただきたいという考え方でしておりますので、今後その部分で問題といいますか、いろいろ御意見があるとすると、次の制度改正までに議論を深めてみたいとは思っています。

○委員（川畑善照）業者の方々からそれを言われることが多々あるものですから、一応確認しましたので、今後の検討課題としていただきたいし、建物自体は定住を図るわけですからいいことだと思います。以上を申し上げまして、意見とします。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）丙地域が廃止ということなのですが、従来から金額が少ないということで、丙地域ではなくて甲や乙に誘導するという仕組みになっていたわけで、廃止ということは全体的に人口がこれから減ろうとしているときですから、定住促進は一層重視しなければいけないわけで、たとえ丙地域であったとしても、廃止というのは私納得できないなと思います。予算的に7割とおっしゃっていたんですけれども、実績的に、例えば、昨年場合はどれだけ定住促進で補助金を出しているのか、そのうち丙地域というのはどのぐらいの割合で金額を出していたのかということを教えていただきたいということと、それから子どもについても加算が廃止ということで、子どもをたくさん抱えていらっしゃる家庭というのは家計が大変だから、こういった加算はすごく喜ばれていたものが、全体的なバランスとはいえ廃止というのも、ちょっとこれも納得できないわけで、これも金額的に実績を教えていただきたいということ。

それから、業者のほうなのですが、業者も市内業者を使えば50万円加算、市外であれば加算しませんよということだけど、これから定住される方は、この50万円という加算がなくなるということでもありますから、これも逆行じゃないかなと思うんです。それもお金で、実績から教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（上大迫 修）平成27年度におきます甲・乙・丙の補助金の件数実績、また子育て加算の件数等につきましてはグループ長から答弁させますけれども、先ほどの7割といいますのは、薩摩川内市に転入する者が甲・乙・丙のどこに大きく分布するののかということ、商店や学校や医療機関、勤務先等を含めて、集中している丙地域のほうに7割が集中していると。それは全体としまして、お金を交付する、支援するからということでそこに住んでいるものではなくて、都市環境としてきちっと捉えてなっておりますので、定住

政策は重要でありながらも、効果のある部分に政策的なシフト、財源的なことも踏まえてやっていきたいということで廃止をするものでございます。

それと子育て加算につきましても、子育てのほうにお金がかかるといった部分については、住民の方も転入者も同じでございます。そして教育の全過程において経費がかかるということがありますので、一時的なもので給付するというよりは、薩摩川内市の子育てとしての医療費や教育やその他もろもろの部分でサポートしていくということが、一番都市間競争も含めて定住者さんの中では重要と判断しております。

それと事業者の加算につきましては、全体の利用件数等も私も見ましたけども、薩摩川内市の住宅着工件数の中で、この子育て加算を使って転入された方というのは、もう一桁のパーセントのレベルでございます。

それよりは、今回、制度を全体的に維持、残していく中で、市内事業者に限って取得とカリフォルニアに対応させていただくという考え方でやりたいとしたものでございます。

最後になりますけども、転入者の方々はお金が幾ら出るからその地域を選ぶという考え方のインセンティブは極めて少ないと考えてございます。ただし地域間競争を考えますと、全ての地域の補助金を廃止するか、そういう形のそこには行き着きませんで、やはり他の自治体との競争におきましてはお金が出る、なおかつ特に人口の減少に一々甲・乙についての配慮をしながら、全体としての議論をしてきたというのが現状でございます。

○主幹兼企画総務グループ長（上藺哲也）件数の御質問がございましたけれども、平成27年の実績でございます。新築、購入合わせて32件ございました。このうち甲地域はゼロ件、乙地域が10件、丙地域が22件という形になっておりまして、丙地域の割合が68.8%となっております。

ちなみに平成28年度現在の実績ですけれども、45件ございます。甲地域ゼロ件、乙地域5件、丙地域40件、丙地域で88.9%という形になってございます。

続きまして、子育て加算の件数なんですけれども、平成27年度は32件の転入者が99名でございましたけれども、子育て加算の対象者の方が40名という形になってございます。

ちなみに平成28年度については、今現在45件のうち転入者が148名、そのうちの57人が子育て加算の対象という形になってございます。

以上でございます。

○議員（井上勝博）定住促進というのは、市外から市内に転入された方ということになるわけですよ。だから人口増ということ言えば、大いに役立ってきたと思うんです。丙地域においても、加算があるから来ているわけではないけれども、しかし、転入する際に、今だったら加算もあるからとか、定住の補助があるから、今がチャンスだから、今引越してみようかという動機づけには私はなると思うんです。だから、そういう点では、定住促進の今一番心配されている人口減ということからすると、ちょっと納得できないところがあります。

それと漏れているのは、金額的にどういう割合かということなんです、それは今すぐに出なければ、後でよろしくをお願いします。

○企画政策課長（上大迫 修）動機づけになっているかなっていないかといった部分について、全く動機づけになっていないということを行っているのではなくて、転入もしくは転居の背景として読み取れる部分からすると、お金ではなくて環境づくりだということで、この制度のほうを検討させていただいたところがございます。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（成川幸太郎）今、定住促進に関するのでは丙地域が廃止ということですけど、これは特にリフォームで10万円までなんです、ただ転入された後、既存住宅改修環境整備事業で改修をするということは可能なんです。

○企画政策課長（上大迫 修）成川議員から御質問の既存住宅の改修につきましては、市民が既存の住宅を改修する場合は、3分の1で幾らという形の制度は使えます。住民になられた後に、住まれているところの既存の住宅のほうを改修される場合の制度としては生きておりますので、活用させていただいて結構かと思えます。

○議員（成川幸太郎）だったら廃止だけをうたうのではなくて、定住者の方が住民票を移された後、借りられた既存住宅の整備事業を使えますというようなことは案内をしていただければと思う。よろしくをお願いします。

○委員長（下園政喜）ほかにございませんか。質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第21号 薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定について

○委員長（下園政喜）次に、議案第21号薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、議案つづりを見ていただきまして、21-1ページでございます。

議案第21号薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定をお願いするものでございます。

提案の理由でございますが、市のコンベンションと一体的に整備する民間収益施設に係る事業者に対しまして支援措置を講じ、にぎわいの創出に資する、実現していくという考え方でございます。

次に、資料も提出しておりますが、21-2ページから条例の骨格のほうを説明させていただきたいと思えます。

まず、今ほど申し上げました内容につきましては、第1条に目的を書いてございますが、第2条におきましては、本条例におきまして用います用語の定義を規定しております。

川内駅東口市有地とは、事業用地とは、民間事業者とは、民間施設とは、また民間事業者とはということで規定をさせていただいておりますが、ここで後ほども触れますけれども、第2条の(3)の民間事業として定めるものにつきましては、統計法に基づきまして私どものほうがコンベンションの機能を補完・サポートする形でイメージしております業種において定めるもので、具体的には

規則において示しております。

また、(5)の民間事業者という言葉につきましては、事業用借地において民間施設を整備する者、もしくは民間施設において事業を営む者という形での定義をさせていただきました。

次に、条例の第3条につきましては、支援措置を受ける者につきましては、事前にその申請をして指定を受けなければならないという規定を、また第4条におきましては、支援措置の内容としまして、後ほど説明申し上げますが、事業用借地の無償貸し付けでありますとか、固定資産税の減免とか支援の内容等のほうを次ページに及ぶ形で記載してございます。

また、第5条におきましては、事業用借地の無償貸与の対象につきまして何年間とするのかということでございます。

また、課税免除につきましても、第6条におきまして、その免除の期間を第7条では民間施設を整備する者として施設整備費の補助対象を明記させていただいております。

第8条におきましては、民間施設を借りて、民間施設整備後に事業を営む方を対象とするということで、賃借料の補助を規定してございます。

また、第9条におきまして、新規雇用補助の対象としては3名以上を新規に雇用してということでしたところでございます。

第10条からそれぞれ記載しておりますが、説明のほうは割愛させていただきますけれども、内容的には支援措置の申請をいつごろ、誰にするのか、もしくは補助の措置の対象におきましてはどのような責務を持っているのかという形の規定がでございます。

また、21-4ページの第13条の第2項等におきましては、一度指定したものを取り消した際の返還についての義務規定、こちらのほうから言いますと、要求できる規定のほうを整理させていただいたところでございます。

次に、21-6ページのほうになりますけれども、これに対応します規則の案という形でしておりますが、規則のほうにおきましては、実際の第5条でありますとか、第4条等につきましては申請に必要な手続等を明記させていただいております。

また、めくっていただきまして第6条には、施設整備の補助金の上限等を第6条第2項に規定しているという形でございます。

詳細はまた後ほど説明申し上げますけれども、最後21-9ページをお願いいたします。

これにつきましては、先ほど条例の第2条におきまして示しました民間事業者において事業展開していただくことが可能な民間事業の内容等を、統計法の規定に基づいてしておりますけれども、大体分類にそれぞれ卸売からその他サービスまでIからRまで書いてございますが、一般的な小売業及び金融・保険業、飲食業、宿泊業等がその対象になるということでございます。どうしても条例を制定するに對しまして、民間事業の範囲のほうを特定しまして利用するために、このように別表の処理とさせていただいたところでございます。

では、議会資料を提出させていただいておりますので、議会資料のほうに移っていただきまして、再度細かな部分を説明させていただきます。

1ページにおきまして、2の条例の概要から説明申し上げます。

支援制度の内容としまして、5本の柱で提案させていただいておりますが、一つ目に事業用定期借地の無償貸し付け、条例第5条に基づくものでございますが、民間施設を整備する者に対しまして、イに記載のとおり、土地の賃貸借契約を締結した時点から20年間の土地貸付料を免除でございます。なお、期間の20年はコンベンション施設の指定管理想定期間としたところでございます。

次に、課税の免除は第6条に対応しますが、対象につきましては、民間施設を整備する者及びその民間施設において事業を営むテナント事業者等の償却資産も含めた形で考えておりまして、内容は家屋償却に当たる固定資産税を整備された翌年度から10年間免除するという形でございます。

(3)につきましては、条例で第7条でございますが、施設整備につきましては民間施設を整備する者であって、平成32年度までにそこで施設を整備する方であるということでございます。補助割合は、上限しか書いてございせんが4分の1で、上限は金額的に引き直します。30億円の場合は7億5,000万円がアッパーとなります。

(4) 賃借費補助につきましては、対象が民間施設において事業を営む者でございます。また、内容的にはその施設を賃借し、民間施設が立ち上がったから4カ月以内にそこで事業を営まれる方、要するに床を借りて、完成後速やかにそこで事業

をされる方に対しましての賃借費補助を想定して
ございます。

(5)につきましては、新規雇用でございまして、対象は民間施設において事業を営むテナント事業者でございます。民間施設の開業後1年以内において、新規3名の雇用を生んだ方につきましては、一人当たり幾らという形で条例に定めた、正規であると30万円でございますが、それをカウントしたもので支援しようとするものでございます。

右側のほうに本条例の制定に際しまして留意すべき点等につきまして整理しておりますが、3の(1)の支援措置対象事業者の指定につきましては、あらかじめ市長に申請して指定を受けるということなので、私どものほうも事前にその内容等を精査するという形でございます。それと支援措置対象事業者の責務としますと、条例の目的、その趣旨を理解し、適正に努めなければならないという規定を入れ込んでございます。

また(3)では、取り消しに際しましては、先ほども触れましたけども、支援の要件を具備しなくなったり、その他条件に反することがあった場合、(ア)から(エ)までに書いてありますとおり、この期間内にそのような事情が発生した場合は取り消しを行うという形を規定してございます。土地であれば、土地賃借から20年の間にそういう土地を借り続けるということにならない場合、課税の免除については整備がされた翌年度から10年間という形の、この期間内においてということで整理をしてございます。

(4)支援措置の返還等につきましては、全部または一部について返還等を求めるという規定でございまして。

それと(5)におきまして、措置の継承につきましてでございますが、基本的にはテナント事業者でありますとか、施設の建設者が入れかわるといふ形のほうは想定いたしませんけれども、万が一そのような事象があった場合は、確認の上、継承を承認するかどうかということを決めているところでございます。

以上が提案しております川内駅東口市有地利活用事業支援条例の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(下園政喜) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願いますが、先ほど申し上げましたとおり、本案以外のコンベンション施設全般の質疑は当初予算の説明が済んでからお願いしたいと思っております。

それでは質疑をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下園政喜) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員(井上勝博) (1)の20年間の土地賃借料を免除ということですが、まだ設計図も何もできていないわけですから、どんな建物が建つかというのはまだわからないわけですが、しかし、おおよそこのぐらいは金額的にはなるだろうというのがあるのではないかと思うのですが、それをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから(2)の固定資産税の10年間免除、これも同じく金額を大体どのくらい考えているのか、想定されているのか。

それから(4)については、テナント業者の賃借費を補助される、これもどのくらいのを想定されているか、新規雇用も同じように金額的に教えていただきたいと思っております。

○企画政策課長(上大迫 修) 金額的なものについての御質問でございます。

土地の賃借料につきましては、借りる面積の提案等を受ける形になりますので、ここで具体的に数字を申し上げられませんが、従前、川内駅東口市有地につきまして有償で貸し付けをするときの年間の貸付料については、1,700万円程度と考えておりましたので、それを提案いただいた中で、評価等はする必要がありますけども、半分であれば850万円であるとか、そういう計算で20年間していただければイメージできると思っておりますので、よろしく願いいたします。

施設整備につきましては、先ほども説明申し上げましたとおり、4分の1で上限を7億5,000万円ですから、30億円の建物を建てられたとすると、そういった形がイメージできると思っております。

賃借費の補助につきましては、建てる物件も提案でございまして。その希望も提案となりますし、実際に建てられた方から床を借りるという形については総体の契約によりまして決まりますので、具体的には数字としては設けられません。しかし、ある程度賃借費につきまして、もし仮に30億円

程度のものができたときに、通常の計算で言えば年間の全館貸しといった形でどれぐらいになるのかとありますけど、グレード等もありますので、説明のほうは差し控えさせていただきたい。一般的に30億円の建物が何平米で、改修に係る資本の到達が幾らでという複雑な計算になりますので、賃借費につきましては幾らということは申し上げることはなかなか難しいかと思えます。

ただし、私どものほうは、この1番から施設整備、賃借料、新規雇用につきまして、政策支援の大きさとしては10億円程度と説明申し上げておりますので、個別には申し上げられませんが、全体としては、賃借料としても、新規雇用としても、含めて10億円程度までが政策的な上限という考え方でおります。

最後になってしまいましたけど、新規雇用につきましても、そこで事業を営まれる事業者が来ようが新規に多く発生するサービスとか事業であるのかということ等もありますので、ここで何人といった形のほうは申し上げられません。ただし、制度を適用される方については、申請される場合は1年以上3名の雇用がなければならないということですので、そこを御理解いただければと思います。

○議員（井上勝博）そうすると、最初説明のときには、周辺収益施設には上限として10億円の補助、そして固定資産税や土地の賃借料については免除というお話だったので、私は10億円以外に固定資産税と土地の賃借料の免除というのがあると思っていたんです。だから、そうじゃなくて、全体が10億円なんですか。

○企画政策課長（上大迫 修）市のほうが支出をする大きさとなるのは、施設整備、賃借費、新規雇用ですので、この三つを足した時には10億円がマックスに考えているということになります。土地の賃借料、固定資産税はその外になります。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（成川幸太郎）今のにちょっと関連するんですが、賃借費の補助というのは、金額はわからないにしても、全額賃借補助がされるのか、2分の1とかなのか、それが明記されておられないので、わかっていれば教えてください。

それと新規雇用者の補助につきましては3名以上となっているのですが、3名以上になったら、3名に対して全て出るのか、3名を超えたものに

対して出るのか、そこをちょっと明確にお教えいただけますか。

○企画政策課長（上大迫 修）賃借費につきましては、すいません、私が先ほど割愛してしまったようでございます。議案つづりの21-7ページの規則の中にありますが、第7条におきまして賃借費に要した経費の4分の1という形で考えてございます。ここにつきましては、上限の定めはございません。

それともう一つ、雇用につきましては、1年以上3名以上雇用しますと、1名分から計算してということでございます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。ここで、議案第21号の審査を一時中止します。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（下園政喜）次に、審査を一時中止しておりました議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、平成29年度の企画政策部関係の当初予算概要について御説明申し上げます。

企画政策部の――これは新エネルギー対策課を除いておりますが――平成29年度当初予算額は27億175万4,000円であり、対前年比10.2%増、金額で2億4,942万円増でございます。増額の要因といたしましては、子育て・若者世帯生活支援事業、奨学金返還支援事業等の新規事業や、ふるさと納税PR事業の増額によるものが主な要因であります。

それでは、企画政策課の平成29年度施策の概要について御説明申し上げます。

平成29年度は、総合戦略事業の推進を初め、子育て・若者世代の定住促進、外部人材活用による地域活性化、活力を創出するにぎわい拠点施設の整備、小さな拠点の維持・形成の検討、これらを中心に各種の施策を展開したいと考えております。

当初予算概要書の31ページをお開きください。うぐいす色の当初予算概要書です。

下段の子育て・若者世帯生活支援事業は、子育て

て・若者世帯の定住促進を図るための事業であり、新規事業として夫婦とも50歳未満で世帯所得が340万円未満の世帯を対象として、結婚に伴う新生活のスタートに係る住居費及び引っ越し費用を助成するものであります。

一つ飛んで、通学定期券等購入補助金は、市内の中学・高校生が市内の中学、高校に路線バス、鉄道などの公共交通機関を利用して通学する定期購入券やスクールバス代を助成するものでございます。

32ページをごらんください。

中段の地域おこし対策事業は継続事業でございます。地域の課題を解決し、地域の活性化を図るため、高城温泉、市比野、入来、甑島地域などに地域おこし協力隊員を配置するものであります。今後、隊員をふやし、さらなる地域活性化と定住に結びつけてまいりたいと考えております。

33ページをお開きください。

中段の奨学金返還支援事業は新規事業でございます。若者の市内就職を促進するため、大学を卒業し、市内の中小企業に就職し居住する30歳未満の者を対象に、日本学生支援機構などから借りた奨学金の前年度返還額の2分の1を補助するものであります。

下段のコンベンション施設整備事業は、中核施設と位置づけた同施設の整備に向け、PFI支援業務を委託するほか、共生交付金25億円の2分の1額を施設整備に積み立てるものでございます。

34ページをごらんください。

中段の地域移定住促進事業は新規事業でございます。地区コミュニティ協議会などが主体となって、3年以上空き家で築30年以上のものを、地域の移定住に要する用途に改修する費用を支援するものであります。

下段のふるさと納税PR促進事業は、4億8,320万円のふるさと納税を見込み、その半額程度を返戻品として受発送する業務や、インターネットサイトを使ってPRする経費を計上したものでございます。

35ページをごらんください。

上段の小さな拠点基礎調査事業は、集落生活圏の維持の観点から、地域の人口、生活等の状況を詳細に調査し、買い物、医療、防災など地域での暮らしを支える生活支援システムについて、今後の地域形成のあり方を具体的に整理・検討するも

のであります。

以上であります。この後、予算内容につきましては課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下園政喜） それでは、当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修） では、予算調書、歳出から説明させていただきます。

予算調書の95ページをお願いいたします。

2款1項6目の事項企画総務費でございます。

102万9,000円は、企画政策部内の共通経費及び経営会議、庁内会議等にかかわります移動等に要する経費であり、臨時職員雇い上げ料13月分と会議運営に係る旅費等が主なものでございます。

次に、企画開発費下段でございますが、3,233万2,000円は企画調整業務等に要する経費で、目的としまして、説明欄であります。総合計画に係る政策評価に用いるためのアンケート調査の実施、及び部長から説明のありました小さな拠点基礎調査業務の委託、ヘルスケアビジネス創出事業業務の委託のほか、ごらんの負担金及び地域活性化基金の利子積み立てが主なものとなっております。

次に96ページでございますが、上段の土地対策費につきまして19万5,000円は、国土利用計画法に基づきます届け出事務に係る経費としまして、臨時職員の経費が内容となっております。

下段になりますが、定住促進対策事業につきまして1億869万9,000円となっておりますけれども、定住促進対策の推進に要する経費といたしております。説明にありますとおり、定住支援センター嘱託員1名の報酬のほか、センター運営に係りますホームページ等の保守委託、並びに移住体験住宅等の借り上げや、先ほど審議いただきました定住促進補助金、取得・リフォームの補助金や新幹線定期購入補助金のほか、部長の説明にありました、新たにスタートいたします結婚新生活支援補助金、奨学金返還支援補助金、通学定期券購入補助金並びに奨学金返還の貸与をします基金積み立てが主なものとなっております。

次に97ページ上段になりますが、ゴールド集落活性化事業費につきまして1,360万7,000円は、ゴールド集落振興対策事業の推進に要する経費でございます。今回、ゴールド集落

にかかわります補助金につきましては、定住補助金と連動する形で見直しを行っておりますので、ゴールド集落という名称を打ちました定住住宅のリフォーム取得の補助金については、28年度をもって廃止とし、制度の計画期限としまして28年度転入者に対します制度を制度的に経過として持っておりますので、それらの方々に対します新居及びこれまでの債務負担行為の分の計上でございます。

次に、下段のふるさと納税PR促進事業費につきまして、返戻に対応するものでございますが、2億7,406万8,000円につきましては、業務にかかわります臨時職員の雇い上げ料のほか、観光物産協会のほうに返戻業務として委託し、発送や送付等を行います業務委託費での2億4,160万円が内容でございます。

次に、98ページのコンベンション施設整備事業費につきまして12億5,739万6,000円でございますが、川内駅東口市有地にかかわります経費でございます。平成28年度、平成29年度で継続的に実施しておりますPFI支援業務の業務委託のほか、所管しております8,200の市有地の管理に要する委託及び平成29年度に受けます共生交付金を施設整備基金として積み立てるための積立金でございます。50万円につきましては、発生する利息等を含めた金額となっております。

下段の地域おこし対策事業費5,053万5,000円につきましては、地域おこし協力隊の活動等に要する経費でございます。企画政策課におきまして、隊員15名の報酬、住宅の借り上げ料、研修費などの全体に関しましての管理、サービスに關します経費のほうを措置しておりますし、隊員が3年を経過する過程で、出口としまして起業する場合の起業支援補助金を含めたものでございます。

次の99ページでございます。

地域移定住促進事業費につきまして600万円計上しておりますが、地域への移定住促進を図るための活動支援に係る経費といたしまして、地域の方々空き家等を改修し、移住体験住宅等を運営、事業化することで、地域と一体的になった移定住支援を行うための補助金でございます。

なお、今回、平成29年度予算にはしておりませんが、先ほどの質問もございましたけれども、

空き家の改修、個人の方が居宅を目的とした改修及び地域の方々が地域サロンでありますとか、活性化のために使った補助金につきまして、3年間の実績を見る中で、実績等が少なく、特に空き家につきましては、解体に関して建設部のほうが所管します解体補助等のほうが主流としてあることから、今回、移定住という形のくくりの中で、制度のほうを閉じまして、今回この制度のほうで活用できる部分を地域としての事業で活用いただきたいという形で整理をしたものでございます。

次に2款5項1目、下段にあります。一般管理費につきましては、国県が実施します統計調査事務に係る経費でございます。嘱託員の報酬のほか、従事します職員の給与及び所得推計事務委託等が主なものとなっております。

最後になります。100ページの基幹統計調査費につきまして328万9,000円でございますが、経済センサスほか8調査の実施が予定されますので、それに対応します指導員、調査員、臨時職員等の雇い上げ料となっております。

以上が歳出についての説明でございます。

次に、調書は13ページにお戻りいただきまして、歳入について説明させていただきます。

9款1項1目で、国有提供施設等市町村助成交付金でございます。基地交付金と言われるものでございまして、陸上自衛隊川内駐屯地、航空自衛隊下甕分屯地の固定資産税に相当するもので、基地交付金の総額の10分の7を対象者の価格で案分するなど、所定の手続によりまして財政状況を勘案した形で配分されるものでございます。

次に、15款2項1目国庫補助金についてありますが、まず一つ目、国庫補助金のうち総務費補助金になるわけですが、電源立地地域対策交付金でございます。これにつきましては、国から直接入ります長期発展対策交付金でありまして、発電電力量長期稼働算定分、使用済み核燃料貯蔵算定分ということで、三つの算定式がございますが、これに基づきまして交付されております。

なお、川内原発につきましては、運転の実績等がありますので、他の原発でありますようなみなしによりまして、電力量でははじくという規定の部分は外れておりますので、稼働しまして発電しました電力等に依りて計算しているものでございます。

次に、14ページになります。地域創生推進交

付金でございます。2,650万円でございますが、地方版総合戦略に続けた事業に対する交付金でございます。本課のヘルスケアビジネスの実証事業等につきまして、先ほど説明申し上げた後に加えまして、新エネルギー対策課の竹バイオマス産業都市構想に対応する支援財源として、事業費の2分の1を受け入れるものでございます。

次に、16款2項1目の県補助金、総務管理費の補助金でございますが、こちらにつきましては三つでございます。結婚新生活支援事業費補助金は、国から県にまいりまして市町村に交付されるもの、また土地利用規制等対策交付金については、土地利用の規制事務に関します事務交付金でございます。三つ目には、電源立地地域対策交付金という形でございますが、間接交付と言われているもので、移出県交付金、県のほうが予算的配分に基づきまして交付します移出県相当分と、実地周辺地域に算定のルールに基づきまして交付されず周辺分という形の二つで構成されております。

次に、原子力発電施設立地地域共生交付金になりますが、これは先ほど来議論になっておりますが、コンベンション施設の整備に対しまして、29年度分12億5,000万円、単年度交付上限いっぱい受け入れ、積み立てるためのものがございます。

次に、16款3項1目県委託金でございますが、これは統計調査事務に関します調査事務の委託金及び権限移譲に伴います事務委託金でございます。これは15ページの上から4段目のほうに記載してございます。

次に、17款1項2目財産運用収入でございますが、本課におきましては、幾つかの基金を所管しております。一つに、総合戦略推進にかかわりまして合併特例債等によりますソフト事業のために積み込みました地域活性化基金及び共生交付金を財源として積んでおりまして、平成28年度から積み立てを開始しました川内駅東口交流施設整備基金並びに企業版ふるさと納税等の活用によりまして、奨学金返還を支援するための奨学金返還支援基金の三つを積み立て運用しておりますので、これに係ります実収入等を見込み計上いたしております。

次に、18款1項1目の寄附金でございます。これは二つございます。ふるさと納税の寄附金ではあるんですが、企業版ふるさと納税にかかわり

ますのが550万円、これまで言っておりましたふるさと納税寄附金が4億8,320万円ということで、見込み額、目標額を計上いたしているところでございます。

次に、19款1項62目の地域活性化基金繰入金につきましては、総合戦略のソフト事業に充当するため4億円を繰り入れ、右側、充当先になりますとごらんの複数の事業に充当するものでございます。

次に、同じ19款1項の中の67目でございますが、16ページでございますが、奨学金返還支援基金繰入金につきましては、平成28年度中に奨学金を返還された方に対しまして2分の1、20万円を上限に支援するとしておりますので、それを平成29年度実施に対応する部分の財源繰り入れの予定額でございます。

次に、21款5項4目は雑収入になりますが、定住事業といたしまして運用しております移定住体験住宅の使用料、それとエコパークかごしま、隈之城・永利地区におけます地域振興事業に対しまして、市町村振興資金から財政支援を受けておりますので、その分の助成金受け入れでございます。そのほか地図販売収入及びイベント事業助成金につきましては、それぞれ対応しました事項の支援助成金及び物品等の販売に伴います収入金となっております。

以上が歳入についての予算調書での説明となります。

次に、予算書をお願いいたしまして、債務負担行為の説明をさせていただきます。

予算書は、9ページのほうをお願いいたします。

第3表、債務負担行為ということになりますが、本課からお願いしておりますのは、表内の2段目の定住促進補助でございます。平成29年度交付決定をしまして、約2分の1を平成29年で支払いますので、後年度5年間かけまして残りの半分をお支払いするということから、定住促進及び制度移行の経過規定に基づきますゴールド集落定住の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

それと、川内駅東口交流施設の整備事業、建設費に対します債務負担行為、でき上がりました後、その建物を引き取るという形になりますので、取得に係るもの、それと完成後の建物につきまして、次の欄であります。管理運営等の業務委託を20年考えておりますので、これに対応する債務

負担行為の設定をさせていただきまして、事業者の募集を開始したいというものでございます。

さらに、地域おこし協力隊の募集、総括の事務をさせていただいておりますので、隊員に配置します公用車の借りに予定しておりますので、この車両借りに関する債務負担行為をお願いいたします。

また、債務負担行為はもう一つございます、10ページをお開きいただきまして、最下段になりますが、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元金債務保証ということでございます。公社のプロパー事業として、久見崎の未来像の開発調査をするに当たりまして、所要の初期の調査・測量等が発生するに当たり、多額の資金の借入れ等が予想されますので、来年度分におきまして2億円債務保証させていただきましてでございます。債務保証につきましては、ここに書いたから債務が発生するということではなくて、仮に公社のほうの支払いが滞った場合に金融機関に対しましてその保証をするという形の規定でございますので、順調に事業のほうが進みますと、その発生するおそれはないかと考えているところでございます。

以上が予算書に基づきます説明でございます。

次に、委員会資料のほうを提出させていただいておりますので、そちらのほうで予算に関係します事項と全般を説明させていただきたいと思っております。

企画経済委員会資料の企画政策部関係でございます。

まず1ページでございます。

企画総務費におきまして、小さな拠点基礎調査事業の説明を申し上げましたが、小さな拠点形成の推進について、考え方を説明させていただきます。

まず1に、小さな拠点づくりとはと書かせていただいております。では、説明を続けさせていただきます。

小さな拠点づくりにつきまして、その考え方とポイントにつきましてでございますけれども、集落生活圏におきまして、安心して暮らせる環境を維持していくために、さまざまな生活支援サービスをつなぎ合わせて、その循環をつくることで安心してその地域の経営ができる仕組みを構築しようと考えてございます。アンダーラインにその旨を記載してありますが、二つ目のアンダーラインの

ほうで小さな拠点ということで、言葉としては拠点が入りますので、施設整備をイメージされがちなのですが、単にその施設の集約を目的としたり、拠点をつくるということが目的ではなくて、その地域の中でどんなサービスを構築していくのかというソフト面が中心になるものでございます。地域における生活に必要なサービスを地域みずから考え、持続的に運営していく仕組みづくりが小さな拠点づくりであるということで御理解をお願いいたします。

二つ目に、取り組みのイメージとしまして、多少——小さくて恐縮ではございますが——地域にありますもろもろの施設の中で、ある場所で地域の皆さんのほうが活動の拠点があって、そこを軸に周辺の集落のほうに必要なサービスをやっていく、一緒にいろいろ想定される生活支援サービスをやっていくということでございます。この点、地域の住民の方々が主体的に運営することで提供できるサービスとしてイメージされておりますのが、右側の括弧に書いてありますとおり、宅配給食でありますとか、買い物支援でありますとか、見守りでありますとか、医療サービスということでございます。

近年、周辺、島嶼部等におきましては、お店が撤退したり、JAさんのほうがガソリンスタンドを閉じられたりとかいろいろありますと、それがないと地域で生活できませんので、そういうサービスを地域の皆さんがみずから考えていただいて、市のほうとして支援できることは支援しながら、事業として採算の合うような形でまとめていくような部分だと御理解をお願いしたいと思います。

このため、3番目に書いてありますが、本市の今後の取り組みについて説明でございますが、平成29年度は基礎調査を実施するというところでございますので、区分の1番、2番の作業をすることと考えております。

一つには、市内全域を見ますと、人口がどのように変化しているのか、その地域におきましてどのようなサービスが欠けているのか、薄れてきているのかという現状調査をしながら、地域でヒアリングをして、本当にその地域のほうで生活圏を築いていくのに不安なものは何なのかということ調査していきたいと考えてございます。その上で、ソフト的な拠点をつくって事業を展開してい

かないといけないなといった部分の想定エリアのほうをある意味絞り込むといえますか、クローズアップさせながら地域の活動の方向づけをしていきたいというのが平成29年度でございます。

平成30年度に参りますと、そういったいろいろクローズアップされた地域の中で、実際的にはモデルとなる地域等を選びながら、地域におきまず議論と合意形成を進めていきたい。その上で最後4番目で平成31年度対応となっておりますけど、ある特定の地域で皆さんのほうで組織を立ち上げ、具体的にサービスとなるような事業を実施していただくという形の1、2、3で事業を展開していきたいと考えてございます。

特に私どもがお応えしないといけないのは、48のエリア全てを調査しまして見えてきたとしても、これを同時に動かすということはなかなか難しく、提供できるサービスや整理した姿というのは違いますので、モデル地区におきまして成功例をつくって、地域全体に広げていくような考え方のもとに、その絞り込んだ形での事業化というのを考えていきたいなということで考えてございます。

このため平成29年度は単独費で作業のほうを進めていく考え方でございますが、もし許されれば平成30年度、平成31年度と具体的に進んでいく過程では、国の支援措置等を使いながら、地域に入っていくという考え方を示しているものでございます。

最後に、予算額としましては、基礎調査業務におきまして1,203万5,000円という形の予算措置をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、次は子育て・若者世帯支援事業でございます。この中身につきましては、定住補助金の見直しに伴いまして、(3)の通学定期券と購入補助金を企画政策課において措置しているものでございます。

まず、それぞれの内容でございますが、(1)の結婚新生活支援事業につきましては、結婚に伴います新生活をスタートするための新居の確保、そこへの移動等に対する助成でございます。夫婦を合わせまして世帯所得が340万円未満の方が対象となります。

ただし御夫婦の中で奨学金等を償還されている場合は、所得額の算定におきまして考慮しますという形のほうでございますので、ここは細かに、

その該当になる方でチェックをする必要がありますけれども、所得額から奨学金を返還しているような方々の場合は、数字的な控除、考慮があるということでございます。補助対象につきましては、住宅を取得したり、借りたり、引っ越しをしたりということの全額でございます。上限は24万円という形で考えております。

予算につきまして、幅がございましたので、約1件が20万円ほどとして70件ほどという形での考え方でございます。

なお、薩摩川内市の方で年間どれぐらいコインが発生しているのかということでございますが、実数がかみにくく、窓口で受理しているのから言いますと、約450ぐらいが大体窓口に届いているポイントだけだということでございますので、住所要件やコインの発生の時期、引っ越しの時期を見ての対応とさせていただきたいというふうに考えてございます。

現時点では予算の審議をお願いしておりますが、市民課におきまして、婚姻届けが出た場合は、このような制度がスタートしますよということの周知は図っております。

(2) 婚活支援事業につきましては、平成28年度からスタートさせておりますけれども、婚活のイベントを支援するため、低いほうで言いますと、参加者一人当たり1,000円を主催者のほうに助成しているという形でございますので、多くの方々に利用いただきたいという形で運営しております。

(3) は通学定期券購入補助でございます。市内に住む中学生・高校生が市内の学校へ公共交通機関等を利用して通学した際の定期券及びスクールバス代の助成を半額行いたいという考え方でございます。中学生につきましては30人程度、高校生につきましては100人程度ということの予算の形をしておりますが、今、関係学校のほうにその状況の把握をしているところでございます。

次に右側の3ページ、奨学金返還支援補助でございます。

これにつきまして、制度の概要は平成28年度に設計しながら、御質問等をいただきながら精査しているものでございますが、地域内での若者の雇用を促すとともに、若者の域外の流出に歯止めをかけるため、市内に住んで就職された場合は、借り入れされた奨学金の一部を助成するものでご

ざいます。要件としまして、(1)のアにおきまして、市内の中小企業等に就職し、正規雇用であるということが基本的な条件となります。

大学等という定義についてはごらんいただきまして、中小企業につきましても、法律に基づくその規定の中で運用しておりますが、市内の大学等を卒業した方につきましては、大企業であっても適用するという形での整理をしたところでございます。

一番最後の点のところ、なお、個人事業者に雇用されている場合や、農家の方々については、現時点では対象としてございませんので、仕事を受ける中、今後また研究をさせていただきたいという形での方向づけをいたしております。対象となる奨学金はごらんのとおりでございます。

なお、職種としまして、公務員等につきましては除外、他の団体等から支援を受けている場合は、この適用の対象としないという形でしております。

補助額については2分の1で20万円を上限といたしておりますので、補助期間としますと、借り入れた額が400万円程度とか、退学になられた場合は200万円になるまで、負担年の2分の1、20万円を上限として複数年制度は使えるという形で考えているものでございます。これにつきましては、積立金の財源は企業版ふるさと納税におきまして財源調達をしたいということで、先ほど全体が550万円の中に入っております。

次に4ページでございます。

空き家も少し関係しておりますが、地域の移定住促進事業につきまして、これまでの定住施策の取り組みにおいて、行政ばかりではなくて、地域の方々と一緒に移定住でありますとか、定住に組みたいという考え方も含めて、今回新たに制度設計したものでございます。地域における移定住促進活動を促進するため、空き家等を活用した体験住宅等の整備を支援しますということの考え方でございます。

基本的な施設整備等でございまして、対象は地区コミュニティの皆さん、自治会、その他地域の団体等でございます。補助額につきましては、取得・購入、賃借、改修等の4分の3、300万円を上限といたしております。例えの話で言いますと、移定住体験住宅等のほうはつくっていただいて、そこに呼び込むために、ただではなくて1,000円なり2,000円なりのお金をとりま

すと、改修した経費は自治会等が100万円を負担した経費等をそういう収入で賄いながら、地域に人を呼び込みPRするという形のものもイメージできるのではないかとというおとで、これは空き家の地区コミュニティ等の活用での反省点といたしますか、知恵出しで制度設計したものでございます。

ここまでがコンベンションを除きます事件の概要になるんですけど、これから5ページ以降の資料を使いまして、コンベンションに関して川内駅東口市有地に関しての説明をさせていただきますが、多少長くなりますし、追加の資料の配付もさせていただきます。まず、資料を配付させていただきます。

[資料配付]

○企画政策課長(上大迫 修)では、5ページからになります。川内駅東口市有地利活用事業についてと表題を組ませていただいております。この説明につきましては一般会計予算、議案第36号の中で債務負担行為に関する説明をいたしました。財産の取得に関する債務負担行為及び管理運営等の業務委託に関する債務負担行為に対応する部分の説明と御理解いただきたいと思います。

まず1番目に、コンベンション施設整備費の案につきまして、説明は37億円とさせていただきます。これはPFI事業手法におきまして実施いたしますので、この37億円というのが単純に建設工事費だけではなくて、ごらんの区分にありますとおり、調査設計から竣工まで全ての経費を含んでいるものでございます。

調査・設計費のほか、直接的な工事費、また建設に着手するに当たりまして、各種の申請、認可に係る諸経費及び現場と施工の管理に係る経費、それと引き渡しに要する経費、並びにこの建設をするために組成します特定目的会社の会議の運営に係る経費等を含めて37億円ということでございます。市としては、こちらのほうについては工事請負という形での執行にはなりますが、これらの経費によって構成されているということで、御理解をお願いしたいと考えております。

二つ目に、コンベンション施設の維持管理費(案)についてということでございます。

これは、債務負担行為の管理運営等の業務委託に関するものでございます。契約期間に、これか

ら説明します1億2,000万円を乗じたものが、管理運営費の全体期間に要する経費だと御理解ください。

この維持管理経費につきましては、支出と収入と差し引き、これを現状の文化ホール、新しくできますコンベンション施設、それと差し引きという形となっておりますので、構成を説明させていただきました。コンベンション施設の維持運営費につきましては、特定目的会社に直接運営を委託する経費は、支出の1番のみでございます。計画で言いますと、1億2,000万円を特定目的会社に管理運営等の業務を委託いたします。

なお、建物の中には、2番から4の2までありますとおり、市のほうが直接運営、もしくは一部委託するような産業支援センター、市民活動支援センター、男女共同参画センター、子育て包括支援センターとございますが、右側の備考欄を見ていただきますと、産業支援センターと子育て世代包括支援センターは、年度こそ違い、平成28年4月、平成29年4月に体制を他の場所で構築しまして、営業をスタートするものでございますので、場所が移っていくという考え方でございます。

ただ、移すに当たりまして、4の2については体制強化を図ると。3と4の1につきましては、コンベンションの基本構想をするに對しまして、市民活動や子育て助成支援の部分から必要だということで、御確認いただいたものを具体的に何人程度が見込まれるということで、現時点で見込んでいる数字を入れてございます。よって、建物全体で見ますと、1番の計画の1億2,000万円にもろもろ足しますと、1億7,100万円程度が今見えている数字でございます。特に2から4の2までにつきましては、今後、市のほうが直接支出をしますので進めてまいりますし、1億2,000万円の話はさせていただきたいと思いません。これを現行の文化ホール、類似施設というふうにしますと、文化ホールの維持管理費のほうが5,000万円、産業支援センターと子育てのところで3,000万円、9,000万円がございまして、8,900万円の経費が建物全体で見ますと1億7,100万円、よって、8,200万円という経費の増と申しますか、発生するという形をイメージしております。

なお、収入につきましては、文化ホールの部分が約1,000万円ということで丸めてありますが、

その程度の収入がございまして、新しい施設につきましては、これより民間からの提案を受けながら、利用についてのノウハウ等も提供をいただく形となっておりますので、現時点では同額を数字として置かせているところでございます。

事業費の話によくなりますが、欄外にありますとおり、コンベンション施設ができ上がった後、コンベンションホールとの開設に係りますイベント等の臨時的な経費は含まれておりません。あくまでも1年後に委託をする方たちの考え方で、単年度で示したものでございます。

それと備考欄にありますそれぞれのセンターを移設・新設に係る準備経費も含まれておりません。移るためには準備も要りますし、新たに新設する場合は、新設するための体制強化のための経費等が発生したときは含めておりません。

それと敷地外駐車場の施設利用に係る経費は含めておりません。8,200万円の中に60数台の整備を立ててはございますけど、その他については隣接の民有地におきまして施設整備を求めているということでございますので、利用するに当たっての費用負担についての御質問等もいただいておりますが、これら経費についてはこの中に入っていないということでお含みおきをお願いいたします。

次に、本日配付の企画経済委員会資料のほうに移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ここで民間事業者へ運営及び時間にする経費案として、先ほど1億2,000万円をイメージしているということございましたので、その考え方をまず説明申し上げます。

1ページの上段のほうになりますが、米印ごとに説明させていただきます。

米印の1でございますが、コンベンション施設の事業者募集に對しましては、サービス代から上限額として維持管理運営費の全体額を見込んで提示いたします。これは20年間分です。このため、先ほどの表につきましては、単年度の経費について川内文化ホールの実績に基づき、規模でありますとか、設備でありますとか、サービス人等の増加要因を踏まえて、全体として試算したものでございます。

二つ目になりますが、PFI手法につきましては、皆様既に御存じのとおり、仕様発注ではなく

て性能発注ということから、設計から運営までを一括して発注することになります。このため従来の公共工事で行われています使用発注ではなくて、市が求める施設の機能や管理運営におきます数字を示す性能発注となるということでございます。

そして米の3でございますが、性能発注となるPFIでは、考え方のほうが積算として示しますと、その内容のほうが全てわかってしまいますので、そうではなくて、サービス代から上限額のみを示して、積算内容は示さないという考え方が通常の扱いでございます。

今後の作業としまして、募集要項公表時には、先ほど説明しました一番の施設整備37億円及び維持管理運営費（20年）、これは1億2,000万円という数字でイメージとしておりますけど、この20年分の総額を事業費上限として示し、事業者を募集することとなります。

ここで3ページのほうに移っていただきまして、先ほど来、従来の公共事業とPFIの違い等につきまして、少し説明をさせていただきますと、左側が従来の公共事業でございます。発注者である自治体、市は黒い枠の中にありますが、仕様発注という形態で設計書を書き、仕様書をつくって、①、②、③、④と分割した個別発注をして、それぞれについて予定額がございます。これが従来の発注法でございます。ただし今回、採用することを決定しておりますPFI手法につきましては、性能発注ということでございますので、設計から運営を一括して発注します。そして、全体にかかります経費を、先ほど言いました37億円プラス運営管理の20年間分を全体として示して、提案を受けるとい形になるということでございます。

受注されたSPCさんにつきましては、いろいろな関係の事業者と協力しながら、提案した内容のとおり、またこちらが求めた数字のとおりサービスを提供する、簡単に言えば施設をつくるのかという形になります。私どものほうがPFIのほうが有利と申し上げておりますのは、その全体の経費を従来のトータルコストとPFI手法に基づきますトータルコストを比較したときに、PFIのコストが小さくなる、要するに効率的で質の高いサービスが受けられるというこの差が生じるというのが、VFMが発生したという形になりますので、私ども基本構想を調査し、近く事業者を募集する段階におきましても、このVFMは各地に発

生しているということを試算し提示しながら作業を進めるという形といたしているところでございます。

次の説明となりますが、これから説明をさせていただくに際しまして、本日追加でお手元に届けております資料を一部使わせていただきます。

まず、これまで私どもが説明させていただきますときに、コンベンションホールは平土間まで移動式の椅子があつてということのイメージがありましたけど、本日ここにカラーの約四つの施設としてございますが、それぞれに椅子が出ていたり出ていなかったりとありますけど、平土間のホールで可動式の椅子が入った場合と入らなかった場合がごらんのようにイメージができます。それぞれにおきまして、客席数でありますとか、希望党がわかる形にしておりますので、こんなイメージであるということ御理解をお願いしたいと思います。

なお、これまで議論にありました平土間まで移動式の椅子等の多目的ホールの中で文化ホールの利用が可能のように努めて設備といったような部分の議論をするといったことについては、きちっとこちらのほうでまた対応させていただくというふうに考えております。これはイメージを共有させていただくということでございますが、このとおりになるということではありません。あくまでも業者の方々や事業者の方々が提案すると、またいい物がいい形で出てくる場合もあります

次に、説明に入ります前に、この要求水準の抜粋というのがあります。こちらのほう要約的な抜粋になっておりますので二つお示しさせていただいております。これからサービス対価の上限が来るということで、維持管理と上に書いて説明申し上げますが、要求水準の中でどんな維持管理を求めているのか、どんな運用を求めているのかということだけを少し説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、37ページ、第6で要求の水準と書いてありますが、これが公共施設の維持管理に関する水準でございます。

1の(2)で業務区分で建築設備の保守管理業務、備品等の保守管理、外溝施設の保守管理、清掃の保守管理、植栽、安全環境衛生修繕等の業務を頼みますよという形にしてございます。

それと一番下のほうで、(5)で指定管理者として指定する予定であると考え方を示してござい

ます。

めくっていただきまして、要求するに当たりましては、次のページの（６）のところで、統括責任者、業務責任者ということを書いております。これは維持管理に関します責任者を一人置きなさいよということや、施設全体を見ますと統括責任者と維持管理責任者が兼務ができる。ただし、一番最後の行になるんですけど、統括責任者等は維持管理責任者と運営管理責任者とは兼務ができない、要するにきちっと管理と運営をつかさどる方を置いてすることを求めますということでございます。

それと（７）から（９）までは、業務を開始する上では、供用開始の９０日前までに、業務水準書を逆に提案してくださいと。それと単年度が業務が始まる前は、６０日前に市の承諾を得てください。それと、業務が終わったら、きちっと報告をしてください。これを課した状態で維持管理をしてくださいという形でございます。

そして、（１０）で、費用につきましては、本市が示します支払われるべき対価によりまして、全ての業務をこなしてくださいということが、その維持管理に関しましての要求でございます。

次に、ちょっと飛びますけども、４６ページをお開きください。

後ほど文化ホール等の話もいたしますが、今回、公共施設の運営に関する業務のほうをごらんのように要求をし、対応していただく考え方でおります。

まず、先ほどと同じ、（２）の業務の区分ですが、コンベン施設の運営業務、駐車場等の運営業務、その他の業務を運営業務として要求をいたします。ということでございます。

（４）の次のページの８ページまでは同じでありますけど、運営責任者は別に置きなさいよと。兼務はだめですよということをきちっと書いてあります。

４７ページの下段になるんですが、具体的な業務要求水準ということを書いてありますけども、

（１）の利用受付業務は、アにおきまして、インターネットで受け付けてください。独自の施設予約システムを構築してください。それと情報の一元化を図ってくださいということなので、提案される場合は、これをどうやって具備するのかということも含めての提案になることとなります。

次のページでございますが、受付の業務等におきましては、カにおきまして、料金はちゃんと適切に徴収してくださいということも書いてあります。これが利用受付に関する規定、次に、利用者へのサービス提供業務ということでございます。アにおきまして、使用方法、イベント運営についての説明、助言を行うのが仕事になりますよと。それと設備等の機器等の操作、運営ができる形をきちっと技術者を置くということを求めます。

さらに、ウとエなんですけど、コンベンションのオペレーティングサービス等の提供を行うということで、（ア）から（キ）に、受付、クローク、会場の設営、撤去。アナウンサー等の通訳や警備会社の紹介等のサービス、加えまして、（エ）におきまして、施設利用者の要請に応じたケータリングサービスの提供を行うことということになりますので、仲介でありますとか、そういった部分等をきちっと提案していただかないと、このサービスというのが要求水準にたえないと。

３番目でございます。来場者のサービスにつきまして、ホームページを構築しなさい。案内表示システム等を設置して、わかりやすくしてください。これが来場者へのサービス提供です。

そして、４番目、営業及び広報活動ということで、コンベンション、イベント誘致につきまして、主体的にイベントを誘致し、PR、利用促進に努めること。要するに営業といった部分ですね。企画提案。それとPR提供。

さらには、（ウ）のところで、誘致活動の年次計画を策定し云々というふうに書いてあります。今回、市民文化ホールにつきましては、この営業、広報の活動というのはありません。要するに、お客様が来られて、貸していただきに対してありますけど、今回は、広く、多用途の施設という形で使うためには、お客様を呼んでくる作業から、そこに必要なサービスを提供するという（２）まで全てをお願いする形となります。

また、右側の（５）には、その他のところで書いてございますが、６番目のところで、駐車場の運営業務ということで、ゲートつきの駐車券発行の機器等で精算機を設定して、車が多いときには、エで、交通整理員を置くなど、臨時的対応が図られるということも要求としてあります。そこまでが運営だというふうにしてございます。

さらに、７番目でございます。

利便向上事業の運營業務につきましては、提案される事業者において、利便向上施設をされるのであれば、行政の目的外使用料で、市に使用料払いながら、その借りた中で、必要なサービスのほうを提供することも提案の中に含まれますよという形で記載してあるところでございます。

そのほか、その他の業務のところ、アンケート調査でありますとか、災害時の対応とか、いろいろ書いてありますけど、これらのほうを全て提案者である側のほうに求めて、これに耐えられる、水準に耐えられる内容かということを経査した上で事業者を決定していきまして、それに対して、その費用をお支払いするという形のほうが、今回のPFIでの維持管理運営の内容でございます。

ここで、追加の企画経済委員会資料にお戻りいただきまして、説明までさせていただきますが、ここに返っていただきまして、今、どういったことをお願いするのかということを経査させていただいた上で、今回求めていきますサービス対価の上限額をどのようにイメージしているのかということでございますが、左側のほうに川内文化ホール3,986平米の施設がございまして、これまで、約5,000万円というふうに説明申し上げまして、数字のほう精査しているんですが、現在、文化ホールの費用は、まちづくり公社に対します補助金と、人件費の分ですね。補助金と指定管理の二つがございますので、これらと、それに関します間接経費等をイメージする中で、運営と維持に区分けをして整理をさせていただいたものでございます。既存の資料から区分けをしてイメージさせていただいたものでございます。

コンベンションにつきましては、約6,000平米と言っておりますので、右側に、その対応する内容としておりますが、今、運営費から説明申し上げますと、文化ホールは運営にかかって人件費が統括責任者から受付までの経費として、約1,600万程度かかっておりますが、今後、私どもが先ほど説明しました要求を出して、その水準を対応していただくとすると、②、④、⑥、⑦に書いてありますとおり、運営に関します責任者が発生しますし、営業、広報に関する業務も発生します。その他設備のホール内の椅子を並べたり、会場をセッティングしたりとかいったお金を取る以上のその対応が出てきますし、駐車場の臨時的な対応も出てくるということで、この部分が新規

に発生する。要するに1,621万5,000円から、これらの新規を見込んで、ここの数字が出てくるものというふうに考えてございます。

また、業務につきましては、受付等の業務等に対応して、今、左側にありますような経費等が発生しますけれども、右側のほうには、当然利用率を上げていく、もしくは設備もふえる等々考えますと、括弧で、増見込みとなることに加え、営業等において、他地域に出たりとかしますと、その経費というものが発生する分が増要因という形で、このように整理をしました。

これは下の委託料につきましても、舞台運営につきましても、利用がふえますと、操作にボリュームがアップしますし、コンベンションホールとしての使い方、文化ホールの使い方であるもの、操作する内容等が設備等も違ってきますので、ここが増量するという形で考えたものでございます。

よって、川内文化ホールで、今、2,800万余りといったものが、この新要素含めると数字が大きくなるということの考え方です。

それと、右側のほうの維持管理費も同じようなつくり込みとなっておりますが、文化ホールで、小計のところ、2,150万7,000円となっておりますが、右側にありますとおり、人件費につきましては、先ほど要求を、イメージをさせていただきました、作業をお願いする業務管理責任者といった方たちがふえるであろう。それと利用もふえてきますと、需用費、役務費、使用料等もふえてくるだろうと思います。

さらには委託料におきましては、面積がふえる、設備がふえるということ等を含めると、ごらんのように①から⑩までの間につきまして、黒ゴシックで書いてありますとおり、増見込みの経費というのが当然に発生しますし、⑬から⑯につきまして、今、文化ホールについてはエレベーターはございません。また、駐車場について、料金精算型のゲートを設置するとかいう話もでございます。さらに、平土間ですので、舞台の上げ下げでありますとか、そういったことも見込まれるだろうと。また、客席の移動等に係ります点検等の業務等も発生するであろうという、この新規の項目、この新規といいますのも全てではないと思います。というのは、提案によりまして、どんな機構を使うのか、どんな内容にするのかということが、提案で優秀なものを選んでいきますので、基本的には、

こういったものが発生しますけども、増要因の中には、ここに予測できないものもありますけども、全ての経費を市が払う委託料の中で賄いますよという形にしておりますので、イメージとしては、こういったものが含めて、数字のほうが決まってくる。

さらに、修繕費のほうはちょっと飛びますけども、光熱水費等も利用者が面積がふえますと、設備のほうが効率的なものになったとしても、ふえるという形の見込みをしております、これを全体として、サービス対価の上限として、これ1年でつくってありますが、1年度で払うとすると、1億2,000万円までをサービス上限の対価として、全て要求したものを、この数字の中で提案してくださいという形の要求になるかというふうに考えているものでございます。

なお、収入につきまして、最後の説明になりますが、川内文化ホールは、年間14万人強の方が使っておられます。これに対しまして約1,000万、約1,000万で切り上げておりますけども、使用料につきましては911万5,000円というのが27年度の実績でございます。

一方、市民の方々のほうが使っておられて減免になっているものも380万弱という、こういう数字があるということは御理解をお願いいたしまして、今、川内文化ホールが、年間延べで言いますと56件、会議室は、日稼働はもう100%超えていますけども、3,154件とありまして、このときの収入が約1,000万程度であろうというふうにしております。

今後は、右側にありますとおり、施設使用料の設定とか、減免の範囲も含めて、また利用者の見込み数によります試算につきましては、事業者選定後整理する考え方でおります。ただし、収入は全て市が受け取って、支払うべきものは支払うという委託方式で考えておりますので、この点についても、今後また精査をした上で説明していくことになろうというふうに考えております。

済みません、全般にわたりまして、早口で申しわけありませんでした。

○委員長（下園政喜） ただいま多くの説明を聞きましたが、これより質疑に入りますけれども、このコンベンションホールに限り、今回質問を受けて、その後にしたしたいと思います、よろしいです

か。先にコンベンションホールから片づけてよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） それではコンベンションホールに限って質疑をしていただきたいと思います。お願いします。

○委員（川畑善照） このコンベンションホールを結局2棟方式でしているから、民間の建物と公的建物になってる。そうなりますと、空間ができたり、あるいはエレベーターが2基で済む、非常用階段も二つずつどっちもつくらいかん。そういうことになりますと、分割的なあれはできなかったか。コンベンションホールが結局市民の声としては1,200よりも1,500から2,000が欲しいというわけですので、できれば、その方向から1棟方式で分割登記はできなかったのか。そういうことや模索されたのか、検討されたのか、そういうことも含めて、むだなスペースがふえてくるんじゃないかということもあるんです。これについていかがでしょう。

○企画政策課長（上大迫 修） 分棟方式ではなくて、合築方式の共通施設のものを省力化できないかということでございます。

ここにたどり着く過程の中では、その検討もさせていただきました。私どものほうが、そこにたどり着くに際しまして一番の問題となりましたのは、民間収益施設については、事業用定期借地権で24年以上50年未満の提案となります。事業用定期借地の権利原則は、借地期間を終わりましたら更地で返すという形になりますので、片方のコンベンション施設は、ある意味かたいもので60年近く使えるものとなりますけれども、民間の方が40年目、50年目で撤退というふうになりますと、その施設は更地で要求しているわけですが、更地でしなかった場合は、市のほうで買い取ってくださいという資産の抱え込み等がございます。これについては、公共施設の再配置や既存の譲渡をいただいて、民間も譲渡しておりますいろんな施設等のことを考えますと、そのリスクを整理する意味からは、別々の建物のほうがいいだろうということにしたものでございます。ただし、その別々の建物といいましても、本館と南別館のようなこういうたてつけ、壁と柱が別々にあるんだけど、こうつながって行き来ができると。そういった動線の工面といったものは、きちっと

要求水準の中にも書かさせていただいております。

○委員（川畑善照）前、全協で私は言いましたけど、薩摩川内市の将来の文化的展望が後退するんじゃないかということを言いました。あわせて民間に自由に発想いただいて、そういうことができる体制がとれなかったのかなど。もうそこから、入り口からが、もうはっきりいって、発想の違いなんですね。ですから、やはり民間の規模をとるには、全体を見て、そうする形をとられたほうが、恐らく希望も多いんじゃないかなと予想されるわけですが、いずれにしましても、更地で戻せという、そういうことになっておれば、どうしてもできないんじゃないかなと思います。ただ、民間の参入者がふえるためには、私は発想的な問題、そして利用度の高い、収益の上がるやり方が望まれるんじゃないかなということを申し上げております。以上です。

○企画政策課長（上大迫 修）先ほど、川畑委員の御質問の中に、2,000名の話もありましたけども、私どもこの要求水準の中では、全体の大きさ、どんな使い方をしますというのをある意味伝えながら、37億の中でどんなものができるのか。ましてや数字としては、イメージとしては1億2,000万で、20年間で24億ですけど、それで維持管理もできる施設を提案いただいたときに、私ども、文化ホール的な使い方をしたときに、1,000名入るといふふうに市長のほうで議場で答弁しておりますけど、そういったものがどんな形で提案が出てくるのかというのをちょっと見守りたいというふうには思っております。

仮に、その時点で、今の文化ホールの仕様の仕方等を勘案したときに、2,000席あって動かせる施設になるのかどうなのかといったことも、やはり民間のノウハウというのを十二分に活用して、見地の高いところから提案いただくという形でありますので、私どものほうは、要求水準書のほうは、あくまでも要求の最低ラインという形になってますので、それを民間の方がどのように推しはかって提案いただくのかという形になるかと思っております。

○委員（川畑善照）やはり民間と相談されてから、いろんな意見を入れながらされたとは思いますが、それでも、まだそこがちょっと足りないんじゃないかなと思うものですから、今後、むだなスペースやら、非常階段が四つも五つもなったりせ

んように、何とか方向性を、しかも文化の後退にならないように、ぜひとも今後の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○委員（落口久光）いろいろとあったんですけど、ここ二、三日で、ちょっと私も考えが少し変わってはきたんですけど。その中で、きょう新たにカラーを出していただいやつの、それぞれのおおよその建築費って、幾らぐらいになるんですか。一番の懸案事項いうたら、まず、その37億の枠にはまるのかはまらんのかとか、そういうのを含めてでないイメージが湧かないと思うんです。ちなにこの四つのやつが大体幾らぐらいなのかというのを。

○企画政策課長（上大迫 修）建築費の部分等につきまして、提案を受けるとなってますので、基本的にこの四つの工事費用について、現時点で数字を持ってきてはおりません。ただ、それぞれ見ていくホールの中で、私どもコンベンションをつくるときに、他の施設まで含めた複合施設になってますので、このホールだけつくるといった場合の建築コスト、もしくは、どれぐらいの経費がかかっているのかというのをはじき出すことが極めて難しい状況です。ただし、落口委員言われますとおり、37億にするに当たって、それだけのものでも十分私どもが要求したものがつくれるのかということでございます。個別に、移動式のものであるとか、舞台であるとか、音響等についてもいろんなグレードがある中で、これぐらいの事業費等を見込めば、ある意味、性能を発注したとしても、そこにおさめてできるなといった部分については、個別に施設設備等もある意味イメージをしながら、数字を整理したものでございます。

御質問のそれぞれの四つの数字を持っておりませんが、仮に数字を抑えますと、三井ホールなんかについては附帯するものが大きいので、桁が3桁になったりとか、そういったものに当然なっているものというふうに思っております。

ホールにつきましては、グレードの差はありますけど、これもたとえということであれですけど、具体的に言いますと、それぐらいでいいのかなというふうに、今から事業を募集する意味で余計になってしまいますと困りますけども、大体の幅としますと、平米で60から100ぐらいの幅の中

であれば、一般的に使われてますホール等については整備ができるレベルにあるというふうに私どものほうは理解しております。

○委員（落口久光） ここ二、三日でネットとかいろいろ調べて、ちょっとまだ調べ足りないところもいっぱいあるんですけど、結構ほかの自治体も、ここ一、二年とかの間に、新しい文化ホールとかコンベンション的な要素がありの文化ホールの建てかえとか、新規でというのがいろいろあって、そここのところ入っていくと、結構いろんな説明会を細かく実施したり、例えばある県のどここのやつは何席の文化ホールがあって、大体何人収容の会議室が幾つあって、大体建築費が幾らぐらいとかいうようなことを例で入れて説明をするような動きしているところもあるんです。それを見たのが、きのうきょうの話だったんで、ただ、自分がそれを見たときに、これぐらいやったら、これでいけるのかとか、中には、ちょっと高いやつもあったり、これだけでできるのというのもあったりとかいうところがあるんで、そのときの為替の状態での材料費が変動仕入れとか、いろんなのがあっての金額のアップもあるんでしょうけど、イメージしやすいんですよ。実は、この手のやつを検討するときに、多分されてると思うんですけど、具体的に大体どこら辺のやつでできたやつは、大体幾らぐらいでとかいうので、当たりをつけられているんじゃないのかなというのもあるのと、やっぱりその情報開示というのもすごく大事だと思うんですよ。本当は。

○企画政策課長（上大迫 修） 今、落口委員言われた部分について、私どものほうがいろんな見方をする中で、ここでお知らせできるのは、比較すると、いろんなグレードはそれぞれの見方がありますけども、約60から100、平米当たり。そういったもので今の文化ホール及び私どものほうが要求するものは、結論的にいえば、入るものという形でしておりますので、本日イメージしました部分については、あくまでも平土間でロールバックしてありますけど、これにいろんな音響がありますとか含めても、先ほど言いました60から100といった部分の事前の私どものリサーチといいますか、そういった中でやれるものというふうに判断をして、37億というふうにさせていただいたものであります。

○委員（落口久光） ちょっとまだ、私も情報集

めてる途中なので、もうちょっと整理したやつを、あと、ちょっとまた委員長にも確認いただいて、それまた、そちらのほうにおろささせていただきたいと思いますので、なるべくわかりやすい、とにかくもうこれはやるというのは決まっていますよね。やる前提の話ですから、やる前提の話であれば、市民が、それでも反対される方はいらっしゃるけれども、そういう中にあっても、それでも大多数の方々は、こういうのができるんですよ、わかりましたと言えるような資料を提供する責務があると思うんです。我々にもそれをして、この時点でも出していただきたいぐらいなだけでも、それをしていかないといけないと思うので、それを、ちょっと仕事がふえて申しわけないとは思いますが、そういうのをちゃんと整備していただいて、早い段階で市民の方々への正しい情報開示を、現時点での言える内容で、後々また、ちょっと少し中身は変わりますがという内容でも、やっぱり早いうちにやるべきだと思いますので、そこをさせていただくのが一番得策かなというふうに思いますから。ぜひよろしく願いいたします。

○企画政策課長（上大迫 修） 実は、この数字を出す出さないの部分等については、かなり提案の部分とリンクしておりますので、私ども慎重に、ただ、落口委員言われるとおりに、きちっと住民の方々に誤解を招かないような広報が必要だというふうに思っておりますので、広報紙等も通じまして周知を図っていきいたいと思っております。

なぜ、その数字に捉われてしまうのかと申し上げましたのは、6,000平米で、簡単にいえば、平米60万から100万という形にしますと、面積は確保した上で、面積を7,000と提案される方もおられるかもしれません。逆に6,000ぎりぎりの提案の中で、ホールのグレードを上げたり、いろんな調整したり、共有な部分等知恵を出して、よりコスト的な効率性というのがありますので、こことこれでこんなものだったという形の既成の要件を与えるべきではないという考え方も一応持っておりますので、先ほど言われた落口委員の分については意見としてお伺いして、ただ、住民の方々にその事業としての周知を図る、理解を求めるといった部分については、その対応をする考え方で進めたいというふうに思っています。

○委員（石野田 浩） 情報の開示をするのは、私も本会議でも言いましたけど、例えば、これに

応募していただいて、決定するときに、どういう形でそれを決定するかという中身的なものも提案されてきてからでいいんだけど、何社か。というのが基準で、そうなりますよとかいうふうものを教えてもらったり、公開してもらったり、それから、例えば提案がいろいろ各社違うと思うんですね。違う中で、このA社のこの部分はいいいね、B社のこの部分もいいいね、そういうのを例えばかみ合わせて、変更してもらってやるという方法も考えているんですかね。どうなんですか。

○企画政策課長（上大迫 修） 私どもの説明のほうがちよっと足りなかったとおわび申し上げます。

募集を開始するに当たりましては、サービス対価、建物をつくる時、運営する全体の額をオープンにします。これが私たちがお支払いできる上限ですという形のをしますので、それ以下で出てくると思います。それと、そのときの、同時に提案されたものについては、どのような区分の項目で、評点をこのようにしますという評価基準というのを示しますので、こんな評価がされるということは、当然に事業者の方わかった上で提案となります。

そして、A社、B社の混合の話がございましたけど、基本的には設計から運営まで、それ一つ完成されたものがA社の提案、またB社の提案とありますので、これをあわせて調整するということは、手法的に難しゅうございます。なぜ難しいのかといいますと、全体として提案したのに、いいところだけあわせてすると、自分が考えたアイデアというのは、もう資産なわけです。それをもう簡単にいったら、オープンにして、やったりとったりしてしますので、これはちよっと難しいというふうに考えております。ですので、設計から運営全体に関しましての全体がその提案の個別ですので、これは混合はいたしません。

○委員（石野田 浩） それはA社、B社まぜてしなさいという意味じゃなくて、例えばA社ならA社に決まったときに、その提案されたものが決定的なのか、それとも、あるいは議論の中で修正したり、もうちよっとこうしてほしいなという範囲のものが認められるのかどうかということです。

○企画政策課長（上大迫 修） 仮にA社の中に決まったときに、私どもが具体的に提案されたのはこうでしたねと。要求水準に要求したのはこう

でしたねと。具体的に図面を書いたときに、要求水準の中で、少し違うのではないかとといった部分等については、協議の中で整理をする部分等ありますけど、基本的に形をがらっと変えろとか、そういうことはちよっと難しいと思います。ただ、こちらが要求したのに対して提案して、それを了としてますので、要求した性能や基準が満たされるか満たされないかというのを図面で確認していったり、動線等チェックしていったりするときには、それ相応の作業は発生するというふうに考えております。

○委員（石野田 浩） せっかく大金をかけて、それこそ思い切ったような事業やるわけですから、そこに結果として、悔いのないようにやるためには、見えてきたものが本当に自分たちが計画したものとびたつと来るのか、あるいは見せてもらったものに、より効果的なものは何かないのかという議論もされたほうがいいと思うんですよ。予算が変わるとか変わらないかということもあるでしょうけども、その辺じゃなくて、A社がいいよと決まったときに、でもここをちよっとこうしてほしいなとかいうものがないと、やっぱり完璧じゃないんじゃないかなというふうに思うんですよ。ほかのやつを見たりするから、そうなるのかもしれないけども、その辺も十分検討されて、そして正式な契約を結んでもらって発注してほしいと。いいものができ上がって、市民も、ああ37億、これならいいやと思われるような施設をぜひつくってほしいと思うんです。要望です。

○企画政策課長（上大迫 修） 私ども、今から最終的に4月末の要求水準書募集に向けて詰めてまいります。これまで住民の方々にいただいた意見等も頭に置きながら、要求水準書を整理することのお約束になると思います。

さらに、事業者の選定を基本的に非公開、結果としての公表になりますけども、住民の皆さんには、この要求水準で、こういう提案があつて、この方を選定しました。この方が指名した内容はこういうものでしたということの周知は、恐らくスケジュール的に言いますと、平成29年10月以降に示しできるものというふうに考えております。細部の部分等につきましては、契約でございますので、契約の中でできる範囲については詰めるべきだと思っております。

○委員長（下園政喜） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。
それでは、これで休憩をいたします。
再開はおおむね1時といたします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（下園政喜）それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

一応コンベンションホールを委員外も済ませてから、また新しく再度開いていきたいと思っておりますので、協力お願いいたします。

委員内のほうから質疑ありませんか。

コンベンションに限りです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）委員内の質疑は尽きたと認めます。

それでは次に委員外の質疑に入ります。

○議員（森満晃）済みません、この維持運営費について、これは1億2,000万というのは年間、これを上限ということで、これはもう業者のほうに、これはもうないでということだろうと思うんですけども。今、こちらのほうの資料の案の考え方について、今の文化ホールについてはあるんですけども、あとの増額の7,000万については、もうその業者の中で、それぞれ業務費、委託費、修繕費、その中で、もう振り分けてくださいよということよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（上大迫 修）提案に当たりましては、私どもがサービス対価の上限額ということで、20年間でこれだけという形ですみますので、その範囲内で、事業者の方が提案するときに、これだけかかりますという形で示していただくこととなります。

○議員（森満晃）わかりました。それでもう1点、全体的なことなんですけども、今、薩摩川内市の若者が定住する、そういった中で、若者も集まるそういう施設も必要なかなと思う中で、これは全く考えがあれなんですけども、いろんなそういうコンベンションだとか、そういう部分もあるんですけども、何かそういうラウンドワンの、本当にこの北薩地域で、薩摩川内市に周りから集まるような、集客できるような、そういう本

当に若い方々が、本当、薩摩川内市で遊んで、いろんな観光を回ってというような、そういうのの発想だとか考えは今まで検討されなかったのか。お願いします。

○企画政策課長（上大迫 修）私ども民間収益施設におきましての考え方をまず説明させていただくと、基本構想にも書かせていただいたり、募集要項の要求水準の案にも書かさせていただいたとおり、コンベンション機能を補完するということで、機能的な標準まちでありますので、その読み取りの中で、レクリエーションに近いもの等が、提案があるとすれば、それは提案を見てみたいというふうに思っています。

コンベンション施設の側でいいますと、それぞれホールとか会議室とか要求しておりますし、その他の各種センターについても、行政が運営していく形でありますけど、情報提供とか市民交流みたいな、その使い方としては、民間の事業者の方々が提案される際に、その使い方としては、ひょっとしたら、こういう憩えるようなスペース、もしくは情報が発信できるようなスペースとかいった形で提案いただくことは、募集のときに提案は受けますよという形にしたいというふうに思っています。ただ、基本的な機能のこれだけ不可欠として入れてくださいねということについては、もう構想で示させていただいた範疇になりますけど、意見は受けていきたいと思っております。

○議員（成川幸太郎）これ、一般質問でも聞いたことだったんですが、一応7,000万から1億2,000万にふえているわけなんですけども、文化ホール機能を質的に強化ということなんです。7,000万のときにも、当然コンベンション施設の6,000平米について算定された7,000万だったと思うんですが、この5,000万ふえた分の大きなこの新規の中で、移動式の観覧席点検業務委託とか、これの運営の費用がかなり違うんじゃないかと思う。ここでどれぐらい見てらっしゃるんですか。

○企画政策課長（上大迫 修）ちょっと7,000万と1億2,000万の話になっておりますので、これまでの経緯を少し説明させていただきますと、基本構想を定め、国のほうに申請をさせていただくときは、最終の意思決定につき、文化ホール機能を統合するというのではありません、基本的に建物の規模を6,000平米とい

う枠内の中で、機能的な使い方ができるとしておりましたので、あくまでも、この7,000という数字は、今の文化ホール機能に4,000平米分の6,000平米という計算式というか、例示適用の中でしてありますので、そこからふえた部分についての説明というのはなかなか難しいんですが、今、成川議員言われました5,000万円に対して1億2,000万になったふえる部分については、先ほど示していただいた中で、提案にもよるわけなので、個別にそこの額は幾らかとは言えませんが、いろんな設備の関係の経費というのは相当額、補修の部分としてはふえているという形であります。提案のものによって、ここの幅というのもちょっと違いますので、個別この業務で、今ゼロ円だったのが幾らになります。もしくは、今、文化ホールで舞台運営が幾らだったのが幾らになりますというのは、ちょっと言えない状況です。

○議員（成川幸太郎）どっちにしても、6,000平米のときに7,000万円という見積もりだった。単純に平米、割って掛けたということだったということですけども、いきなり、見積もってみたら5,000万もふえたということでの、私、きょうの新聞にも書かれて、納得、みんなの納得性出てくるのかな。平米数変わらない、文化ホール機能をつけただけで5,000万ふえるという要素が何なのかというのを示していただかないと、皆さんには納得性ないと思うんです。

○企画政策課長（上大迫 修）ストレートな回答にはなりませんけども、先ほど追加でお示しさせていただいた企画経済委員会資料の中の増額分というのは、面積4,000平米が6,000平米になるときに増額分というのは相当額見込んでございました。ただ、新規というふうに書いてある部分等については、その7,000万という概略の説明をさせていただく構想段階、もしくは計画書段階の7,000万というのに新規は入っておりません。なおかつ、特に私どもが計画から本日までの間、また一般質問までの間に精査といいますか、イメージに注視しておりましたのは、特に運営にかかわります人的等な部分等を見きわめるということで、ここの部分等がふえた中の、特に新規の部分で、人件費等の部分等が一番イメージとしてはふえた要素になるというふうに思っております。それを個別に、これで積算できるというのは、ちょっと申し上げられない。

○議員（松澤 力）私もちょっと、今成川議員の質問に関連してなんですけれども、ちょっと部分的なことで済みません。移動式の観覧席ということで、これは決まってないのかもしれないですけども、いろいろ御意見の中では、当然この点検とか、いろいろ故障したときの費用がかさんだりということで、移動式がいいのかという意見も出るかとは思いますが、このあたりの電動式の、このイメージの図でも、全て電動式の移動席になってるんですけど、このあたりのメリットとデメリットというところで、どういうふうに検討されていらっしゃるかというところをお伺いできたらと思います。

○企画政策課長（上大迫 修）コンベンションの構想から機能的な統合という話に、時系列に並んできておりますので、移動式の観覧席等についてのメリットは、平土間で1,000人なら1,000人という、平土間をきちっとそういうスペース的に確保できて、用途によって、椅子を出し入れできますので、多用途にその平面が使えるといった形のメリットはあります。逆にデメリット、極端にいうと、固定席にすると使い勝手は落ちますが、メンテナンスの費用は、ある意味かからないという形がありますので、それを限られた場所、それと限られた財源、使い方等考えたときに、平土間で多用途に使うために、そのロールバックといいますか、移動式観覧席を入れたほうが、全体としての使用上の多様性と効率性は上げられるというふうに判断したところでございます。

○議員（松澤 力）そうですね。いろいろ検討があると思いますので、また、最終決定の前には、またいろいろほかの施設等とか、いろいろ事例も見ながら、ぜひ慎重に決定していただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議員（井上勝博）幾つかまとめて、一つは、SPCは、最初の話では、PFI事業でしたので、自分の資金を使って事業を行って、そして後でコンベンション部分だけを25億円で市が買い取るという話だったんですが、年度ごとの出来高に応じて発注するというようになって、少しそこら辺が変わってきているんですが、そこら辺の経過というのはどういうことなのかということが一つ。

それからSPCは、調査設計から管理運営までを行うわけで、この図面を見ると、今までの自治

体がやっていた仕事を事業者に任せるようなイメージになります。これは、こういう感じになりますよね。だから、このSPCは、その要求水準に対して、少なくとも基本設計部分ぐらいは示して、A、B、Cが基本設計みたいなのを示して、そして審査委員会で審査するというふうに思っているんですが、そうすると、基本設計をA社、B社、C社というのは、調査設計まではやって、基本設計を提案すると。そうすると、A社が落札したというふうになると、B社、C社は、調査設計費用は自社持ちということになると思うんですけども、そういう考え方になるのだろうか。そうすると、ある程度の資金を持った会社しか応募ができないということになると、市内の業者で勇気を持って、私もというふうになるのが難しくなるのではないかというのが二つ目です。

それからVFMについてなんですが、私は、もうこの図面を見て、この設計会社に発注して落札する、建設会社に発注して落札する、管理会社に発注して落札する、そういう入札、落札というのを繰り返す部分がコスト削減になるのかなというふうに単純に考えてたんです。これSPCが全部それをやるわけだから。だけど、それ以外にコスト削減となるとしたら、どんなところがコスト削減というふうになるのかということをお教えいただきたい。

それから、仮に37億円ということで、今回はそういうふうになりましたが、突然、文化ホール部分が1,000人以内とってたのが1,000人以上というふうになって、そんなに簡単に変更できるのだろうかというふうにちょっと不思議に思ったんですよ。だから、要求水準というのは、勝手ですよ、いわば。家を人が建てる時には、ここはこういうふうにしてほしい、こういうふうにしてほしいというふうに業者と交渉するときに、業者は、いや、それじゃあこのお金ではできませんよというふうに言うじゃないですか。もうちょっと、あと100万ぐらい上積みしてくださいよと。そんな話になるじゃないですか。100万上積みするのかどうかということでお考えたりするわけですよ。しかし、37億円というふうに決めてやって、要求水準は、そこはできませんよねと。そんな簡単にはできませんよねと。先ほど、平米当たりが60万から100万とおっしゃったんで、ちょっと計算すると、37億とい

うのは、いわば最低レベルということになりますよ。業者もそう受けとめますよね。そうすると、ここはちょっとできませんよね、要求水準はやるけれども、それなりのものしかできませんよねと。あと10億出せば、このぐらいまでできるんですがねとかいう話になって、その要求金額が上がる危険性はないのかということを知りたい。

それから五つ目、文化ホールを移転するわけですから、これは、これ自体が重要課題だと。だから利用者の意見をよく聞いて、よく検討する。移転する、移転そのものですよ、今、市場を移転するかどうか東京でやってますけども、移転するかどうか自身は、その地域の交通状況とかというものもあるわけですから、その検討はきちっとされたのか、突然文化ホールが移転というふうになっているような印象を受けます。

以上です。

○企画政策課長（上大迫 修）五つの項目をいただきましたので、井上議員にお答え申し上げます。

まず、1点目なんですけども、37億の施設を要求しまして、民間のほうで自己資金で調達をして、物をつくっていくという形で、つくった後に一括買い取りという形のイメージをしておりましたけども、現実いろいろ精査していきますと、民間の方が市場から一括調達して、でき上がったときにするというよりは、うちの契約の中でも、前金であるとか出来高であるとか、そういう資金の調達を、支払うことをやったほうが民間の事業の参画が得やすい。そういったことのほうがファイナンス的には一番いいだろうというのが答えです。なので、一括ですることでもできないことは思っておりますけれども、そういう事業の手上げとかいろいろ考えましたときに、その手法でさせていただいたと。そのほうが提案があるだろうという考え方です。これは、いいほうに進んでいるというふうに私どもも思っております。

設計から管理に至るまで、一つの業者にお任せをしたときに、提案時点で、基本設計までSPCがそれぞれ書くのかということですけど、基本的には、図面の書き方はありません。簡略なものです。それは、例えば提案するといつても、過度に2,000万も3,000万もかかるような図面を書かせて、採択、漏れましたよという形にはなりませんので、最低限、その設計の考え方や要求水

準がチェックができる部分までの作業を全てしていただいて、その経費は応札といいますか、提案される方がそれぞれのコストとして飲み込んでいただくような形に考えております。よって、仮に何万円かかかった場合については、それぞれ、提案される方は同じように、そういうコストをかけて提案いただけるという形でございます。これはPFIとかプロポーザルにおいても、大体一般的にはなっているというふうに考えております。

それと、そういうふうに設計から建設、運営まで一括して出すと地元の事業者が入れないということの部分等はございますが、今回、私どものほうは、設計から運営までの全てのノウハウを持っておられる事業体としてしておりますので、民間の事業者の方々がそれぞれの思いや考え方の中で、仕組みとしては、SPCに出資されるなりの構成員でありますとか協力会社といった仕組みは、そこがございますので、それぞれ御判断いただければというふうに思います。こちらのほうがどうこうしてほしいということは、募集の作業の過程でもございますので、御容赦ください。

それとVFMで、どんなところに削減が及ぶのかということにはなるんですけども、使用発注の場合でいいますと、設計でしたら、ここを手直しして、建設にいったら、ここを手直しして、運営にいったら、ここに問題があるからということで行きますと、経費的には、一般的にふえる方向に働いています。設計、建設、維持管理、運営という過程では、全てその見込みの数字のほうにふえてまいりますけど、PFIの場合は、整備費で幾ら、運営費で幾らという上限をはめた中で、ノウハウで競いますので、それ以上の額は応札できません。提案はできません。よって、井上議員がちょっと勘違いされているのではないかなと思うんですけども、1,000万というふうに示して、それにされた方と交渉始めたら1,100万になるということはありません。募集要項の時点で37億、20年間で何億円という形の全体の上限を、サービス対価の上限を決めると、その枠内でしか提案がされないという考え方でございます。ただし、市長が申し上げておりました議会の議決を得て契約をした中で、インフレ措置でありますとか、物価が上がって資材調達ができなくてとかいろんなことがありますよね、そんな部分については、契約の中で、事業者さんに全てリスク負わせ

るわけにいきませんので、そういった社会的要因、経済的要因で振れた部分については、何らかの救済が必要だというふうに思っております。なので、PFIというのは、性能発注として、サービスの上限額を示していますので、交渉しては要っただけ、経費は上がるという考え方は間違いで、そこが従来の仕様発注よりはすぐれている点だというふうに考えていただければ。

それと、どんなところでコスト削減ができるのかということ、今まで、公共事業でいいますと、建物の設計をして、運営は別の業者となりますと、運営のことを考えて設計をしたり、動線のことを考えて設計したりという、全て、コストがここまで図れるような環境を設定するとかいったものまで全部考えて、設計から運営までしますと、そういった部分では、はるかにPFIというのは、従来の公共事業方式よりはすぐれて、その部分で、コストのほうアイデアとしては出せるという形になって、数字として見るときに、全体のライフサイクルコストで比較をしたときに、VFMが出るということなので、現状、私どものほうも、構想段階でも、その数値は出ておりますので、コスト的にも品質的にも、従来の設計するよりはすぐれているというふうに考えております。

それと、今ちょっとまとめて言いましたけれども、議員のほうに、先ほど例示として申し上げました平米の60万、100万という話がありましたが、私どもが37億で示すといったときに、それで薩摩川内市が考えている施設としての水準や、維持管理についての水準ができるのかできないかというのは、私ども、PFI支援業務を外にも出しておりますので、専門的に知見のあるところで、薩摩川内市が要求する、この要求水準としては、アイデアをもらうにしても、この数字の大きさが大丈夫ではないかということはチェックはしております。なので問題はないというふうに思います。この点は、先ほど委員であります落口委員のほうからあった部分も、外部の、いろんな私どもも調べた上で、上限として示すことで、十分に提案が出てくる上限額の設定であるというふうに考えております。

文化ホールの移転に関しての部分なんですけれども、文化ホールにつきましては、確かに28年度長寿命化の調査をし、エレベーターの設計までさせていただきました。出てきた答えが、これか

ら30年近く持たそうとすると、16億近くのお金がかかるということもあり、また、古くなっているがゆえに、それだけで済むのかという形もいろいろありましたので、機能統合したということでございます。もし仮にその作業を、長寿命化のものできないとすれば、違った議論には多分違ったのかもしれませんが、ただ、文化ホール、公共施設の再配置の方針というのは、基本的に1月に財産活用推進化等含めて、全体、市が抱えています公共施設のほうをどのように整理をするのか、文化的な施設、教育的な施設において、老朽化したものは、機能統合において、その機能を確保していくんだよといった形の方針をしております。数字的に見たときに、30年、16億、毎年5,000万近くかかるというのを総合的に判断して整理したもので、このような状況下において、文化ホールを移設すべきかどうかということをし新しく施設をつくるような感覚で整理ができるものではないというふうに考えてございます。当然に、コンベンションがスタートして、文化ホールの機能入れるわけですので、その時点で駐車場の問題や利用者に対する配慮、品質的な確保といったものは、これで対応しますよと、これまで申し上げておりますので、その機能統合の時点で、その部分だけを切り取って、住民の方々のほうに、どうすべきかあすべきかという話は、なかなか難しい点だったろうというふうに思っております。

**○議員（井上勝博）** 今年の10月には市民に示せるだろうとおっしゃったんですが、そうすると、SPCが決まり、簡単な図面が決まるというふうに考えていいのかと思うんですが、市民はそれで本当に納得できるかなと、その要するに使い勝手、いろんな意味で文化ホールをつくるわけですから、これまでの文化ホールと比べて、本当にいいものができるのかどうかということについては、市民は、やっぱりそこを注目すると思うんですけども、そういう簡単なもので、本当にできるのかというのは、ちょっと心配なところが私はあるんです。その辺については、どういうふうにお答えされるのだろうかと思うんです。

以上です。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 文化ホールの機能統合について納得した議論になってないのではないかとということでは、井上議員から御指摘いただいたわけですが、私どものほう、コンベ

ンションの議論を川内駅東口で始めてきて、文化ホールの老朽化から機能統合したほうが全体としての利用でありますとか、文化的な需要は確保できると、そのために要求水準書をきちっと書いて、多くのアイデアをもって、その品質を確保していくということですので、その作業の工程と、決まった段階において、こういったことができますよときちっとお知らせすることで、住民の理解が得られるというふうに考えてございますし、当然に利用していただく際の問題点等については、運営は任すといえども、市の施設である以上、関係者のほうと議論を深めて、こんな利用ができる、こんなことに心配が要らないような形でやっていくんだよといったことは調整をさせていただきたいというふうに思っております。

**○企画政策部長（末永隆光）** 済みません、いろいろたくさんの御意見、貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

PFI手法、薩摩川内市でもこれまでやったことのない手法で、今回このコンベンション施設を整備してまいります。姿、形が見えない中で、数字だけが先行しているような感じがいたしまして、それが市民の不信感といいますか、よくわからないということにつながっているんじゃないかというふうに感じております。今後、機能部分も含めてコンベンションの必要性、それから整備費、維持管理費の考え方、それから文化ホールとの機能統合の件、それから25億円の使い方の件、それからPFI手法という、これまでなかったこと、それから今後のスケジュールも含めて市民にわかりやすく、4月の広報にこういったものを盛り込んだ内容で広報していきたいと思っておりますし、いろんなあらゆる機会捉えて、出前講座等で市民に理解を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 手短かに。募集までには、本日お話をしました整備費の37億、単年度で示しました1億2,000万円という数字について、さらに精査を重ねた上で作業を始めさせていただきたいと思っております。なお、個別に申し上げられませんでした、その平米あたりの金額等については、提案の方向を促進したりとかする話がありますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

**○委員長（下園政喜）** それでは、コンベンショ

ンにつきましての質疑を終了したいと思います。  
それでは、元に戻しましてコンベンション以外につきまして、質疑に入ります。

質疑を伺います。

**○委員（中島由美子）** 結婚新生活支援補助金で、なかなかまたいいアイデアなのかなと思いますが、市民課が中心となって婚姻届を出された方に対して、このお知らせをしていくということなのかなということが1点。

世帯所得が340万円未満ということですから、所得証明というんですかね、何か源泉徴収なんですかね、何かそういう書類も必要なのかなと、思ったときに、もう少しどんな書類が必要なのかなと、個人情報に係るような問題でもあるのかなと思うんで、その辺どんなふうに考えていらっしゃるのかなというのをお聞きしたいのが1点。

それでは、2点目に、ふるさと納税で一生懸命、私も提案してきて、大分金額が上がってきて、目標額が最初は6,000万円とおっしゃったのが今回4億8,300万円ですかね。そんなふうになられたわけですがけれども、目標額をここまで上げてこられたいきさつというか、そういうものをちょっとお聞かせください。

それと、返礼品を5割に、半分ということで返されて、地域として、ウナギと甲冑も出たということでしたから、それで少し地域活性化にやはりつながった部分というのがあるのかどうかですね、経済効果というのをどの程度とらえておられるのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 結構、生活支援の制度につきまして、つい先日、国のほうから、国が設定した制度の要綱とか出ましたので、それに基づいて作業を進めてまいります。基本的には申請主義になっておりますので、皆さんにお知らせをして、必要な書類等を上げていただくという形になります。その中には所得を証する署名、もしくは住宅を借りられたときの敷金の領収書でありますとか、引っ越しの領収書でありますとかいうのもありますので、十分な措置を図っていきたい。

先ほど市民課のというふうに中島委員のほうから御指摘いただきましたとおり、一番最初にそういう方々に接するのは市民課ですので、私どもがお願いをして、婚姻届に来られて、住民票を薩摩

川内市に置いておられるような方については、こういう制度が今後できますよということを周知していただきますし、私ども、これまで1月以降に住居を構えて婚姻届を出してこられるような方々も基準日としていろいろ動きがありますので、基本的には、1月以降に家を借りたりする人も、婚姻届を出すという条件がつけば適用になるということでもありますから、既に1月時点で住民票を移しておられる方も申請できる方になる可能性があります。そこら辺につきましては、4月以降のお知らせ版等できちっと制度の周知を図っていくことで、今、申請主義なので、送りつけてという形はなかなか難しゅうございますので、それぞれ漏れがないように周知を徹底させていただくことで対応していきたいというように考えております。

ふるさと納税の目標の設定につきましては、実際の作業を進めております主幹グループ長おりますので、説明させていただきますが、活性化につながった部分がどうかということについてなんですけども、今回、市のほうでまたいろんなサイトを使って実際に物が売れているというか、返礼品として半分といっても1億数千万円のお金が出ておりますので、そういった部分では、やはり地元の製造販売をされている皆さんのほうには効果があったと思っております。直接的な効果のほかにもこういった商品のPRをすればこういった部分が売れるんだなという経営上のノウハウの点でも、また在庫管理等の経営上の手法についても経験値となったのかなというふうに考えておりますので、ただ、具体的な数字として波及効果がここまででした数字は持ち合わせておりませんので、今後、いろんな事業所の方と話をする中では、そういったものもわかるようにやっていけたらお互いに成果が目に見える形として形に残ると思っておりますので、研究させていただきたいと思います。

数字のほうは。

**○企画総務グループ長（上園哲也）** ふるさと納税の御質問がございましたけれども、今現在、ふるさと納税のインターネットサイトは三つ使っております。

もともと使ってたふるさとチョイス、それにANAと楽天を本年加えさせていただいたということでございますけれども、それぞれのサイトでそれぞれ特徴がございます。

例えば、ふるさとチョイスだと、ふるさと納税

という意味がわかって、趣旨がわかって寄附して下さるのがふるさと納税。楽天は、完全にカタログショッピングであるという形で、それぞれのサイトの特徴がございます。その特徴に合わせて売れる商品についても、それぞれこのサイトではこれが売れて、こっちはこれが売れていう形がございますので、今月の頭に、今、ふるさと納税に取り組んでいただいている事業者さんと、あと、新規でふるさと納税に取り組みたいという事業者さんたちに声をかけてですね、事業者の説明会をいたしました。その中でもそういうお話をさせていただいて、来年度以降、私どもですけれども、それぞれの事業者さんと一緒に取り組んでいきたいと思いますというお話をしていただいたところでございます。

来年度の予算の4億8,000万円ですけれども、今議会の中でも回答させていただきましたけれども、11月、12月で8割ぐらい、残りの10カ月で2割ぐらいという形で、今年度の実績をもとに計算をしたところでございます。

それと、最後に、地域経済についての御質問がございましたけれども、本年度、熊本地震があって、聞いてみますと、やはり地震の影響はすごく大きかったという市内の事業所の皆さん方のお話がありました。

そういった中で、今回、このふるさと納税で、ある程度金額が伸びたというのは非常にありがたかったという事業者さんたちの御意見もいただいているので、地域貢献には寄与できたのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（中島由美子）** 結婚新生活支援補助金については、1月の方からということなので、結構いらっしゃるのかなと、相談に何件かありますから。しっかり広報に漏れがあったりすることがないように、喜んでもらえる方が少しでも多いほうがいいかなと思いますので、よろしく願います。

あともう一ついいですか。

婚活支援事業補助金ですが、イベント主催者への補助ということで、ちょっと質問が違うかもしれないんですが、商工会議所なのか、あそこが中心となってヨルセンというのをやっていますよね。そうしたときに、未婚の男女が対象なんですけど、ちょっと御意見をいただいたんです。

未婚の方々はなかなか結婚申し訳ない言い方かもしれないんですが、結婚できない方々が中心になるんですが、なかなかそういうところ出張っていかないからやっぱり結婚してないんだよという話で、結婚された方と一緒に寄ってすると、もっと参加がしやすいんだけどという声があるんですけど、その辺、検討されていかれないんでしょうか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** ちょっと難しいところではありますが、企画政策課のほうで婚活という補助金を28年度からさせていただいているんですけれども、確かに、参加される方々が積極的に参加しないといけないとなるんですけども、私どもは、その人たちが参加しやすいようなイベントをいろんな場所につくってくださる方に支援をしますので、制度を使っていろんなことをされる方々がですね。いろいろなネットワークを通じて、もしくはお父さんやお母さん、そのような方にも働きかけてでもそこに出ていくように仕掛ける部分というのは、私どもも主催者のほうにも、こういったことはできないのかという要請はできるんですけども、市のほうが積極的に引っ張り出して、市が婚活イベントを企画しているというのは、今、薩摩川内市では考えておりません。

ただ、他の地域で、町や村が主催するような婚活イベントとかもあったりはするんですけど、そこまでの取り組みは今ございませんので、御指摘の部分については、私ども、主催をされる方々にですね、皆さんが出てきやすいようなイベントを数多く企画いただきたい。それもヨルセンもその一つだと思っておりますので、その辺に取り組みさせていただきたいと思います。

**○委員（中島由美子）** 主催者のほうにしっかりと伝えていただいて、より多くの人たちが参加できるようにしていただいたらまた違ってくるのかなと思いますので、その辺お願いします。

女性団体でやってるほうは、本当におせっかいなおばちゃんたちがいっぱいですね、本当に半分無理やりいったらいけないけれども、募集をかけて、結構な方が集まってきて、何とかか参加するんですけど、成立して帰っていかれるんですね。それが結びついていくかまでは把握はしてないんですけど、おもしろいことをやってるなと思っておりますので、いろいろアンテナを張りながら、多くの人たちが結婚したいなという方々はたくさ

んいらっしゃるだなどというのは思っておりますので、楽しいイベントがたくさんできるように、いろいろな主催者が出てきてくれることを願っております。

以上です。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございますか。

○議員（坂口健太）大きく分けて2点質問をしたいと思います。

一つは、小さな拠点形成の推進についてお伺いしたいと思います。

一つは、中山間地域等の集落生活圏においてまず調査をしていくということでしたけれども、まず、この対象となるのは市内全域なのか、例えば旧4町4村なのか、それを教えてください。

あと、モデル地区を選定するという事だったんですが、これは幾つか選定するのか。例えば、一つなのか、二つなのか、三つなのか、それを教えてください。

大きく分けて二つ目です。奨学金返還支援事業についてですけれども、私、一般質問でも質問をしましたが、幾つか細かく聞きたいことがあります。まず市内外の大学と職業能力開発短期大学校に限った経緯といいますか、趣旨というか教えていただきたいと思っております。

やっぱり市内でも例えば看護専門学校であったりで学んで、けども、市内の病院に就職せずに外に出ていったりというケースもあつたりするので、なぜ大学に限ったのかということをお教えいただきたいと思っております。

以上です。

○企画政策課長（上大迫 修）小さな拠点形成事業についてであります。

調査の対象は、基本的に全地域を対象に、どういったところでそういう影響が出るのか、懸念される地域があるのかということからスタートさせたいと思って、周辺部に限った話ではありません。

それと、モデル地区につきましては、やはりモデルということなので、提供する地域運営組織のめどが立つようなところ、もしくは今後早くそういった議論をしないといけないところを選び出すという形で考えておりました、恐らく二つ前後か

なというふうには思っております。

同時に、三つ、四つとか動かせる部分がなかなか難しいと思いますので、確実に二つ前後のところでこぎつけた上で、それを広げていきたいという考え方です。

それと、奨学金につきましては、大学等に絞り込んで、専門学校でありますとか、短大生みたいなところについては入れなかったのかということなんですけど、国・県等の奨学支援制度におきまして、四年制大学を基本とする中、市内の純大さん、ポリテクさんとかあつてましたので、そこを軸に話をしております。いっぱい集まる中でもお話がありましたとおりに、今後、短大、高専もしくは専門のところまでどういうふうに対応していくべきなのかというのを見きわめていきたい。

特に、四年制大学で地元のようにU I Jとか直接で就職される方というのはやっぱり職種が限られたり、雇用の対象が専門学校もしくは短大、高専のレベルという形のものがあるとするとミスマッチが事業者と生じてきますので、そのところは今後の整理をさせていただきたいというふうには思っております。

議論をした後、四年制大学を起点に考えて、すそ野を広げていくという考え方でおりますので、一挙にそこまで行けなかったということですから、議論をさせていただきたいと思っております。

○議員（坂口健太）ありがとうございます。

あともう1点ですね、別の観点から質問させていただきたいんですけれども、結婚新生活支援補助金について、この制度自体は、例えばいずれかの結婚される男性か女性か、今、この薩摩川内市内に居住をしている方なのか、もしくは、例えば、結婚をしてすぐ川内に入ってきた方が対象になれるのか、引っ越してこられた方が対象になるのかといったようなこともちょっと御説明をいただければと思います。

○企画政策課長（上大迫 修）制度の施行を4月から考えておりますので、4月から3月の間に婚姻という届け出がなされて、住所としては、新たに薩摩川内市に入られてこられて民生委員の方がおられて、結婚された方が市外から入られてこられる場合もありますし、最初から両方も薩摩川内市におられて場所が移るといった形もありますので、結婚という手続やその確認が4月から3月で、その間の住所の移動については両方もあるし、片



方もあるし、両方とも市内におられる方もおられます。全てが対象になりますので、届け出をした以後において薩摩川内市において居住されるという形態が必要となります。

○議員（持原秀行） 済みません、2点。

今の結婚新生活支援補助金というもので新しいところですが、世帯所得が340万円未満の世帯が対象ということで、この340万円未満の根拠。

これは所得ですから収入とは違いますよね。です、これは世帯所得ということになれば、当然結婚ですから、二人は必ず足さないかということになった場合に、所得で。340万円未満ありますかね、だから、こここのところの収入との関係もありますけれども、余り該当がないような気がするんですが、そこの算定の根拠を教えてください。

それと、もう1点、通学定期券の購入補助金。これは新規で、中学・高校生が対象となるということで、中学生が30人、高校生が100人の見込みであるということでありましたが、小学生はなぜ入れなかったんですか。そこをちょっと教えてください。

○企画政策課長（上大迫 修） 結婚新生活の関係の所得340万円の根拠なんです、ここにつきましては、国において制度設計をするときにですね、若い世代の一人当たりの所得額等を勘案してそれぞれ固められたというふうに思っております、私どももそこを準拠している形にはなりません。

ただ、結婚年齢期のほうが上がっている中で、お互いに思ったら、片方、所得した方を所得とすると、生命保険控除から全部除いたときの課税所得がある意味高いところにおられると。二人合わせたときに対象にならないという形はあるんですが、これが婚姻届四百四、五十件ある中の何割おられるのかというのは、私どものほうはリサーチはしておりません。

ただ、いろんな控除をしたときにですね。収入別でどれぐらいになるのかということで試算をすることも可能な部分はあるんですけど、社会保険料でありますとか基礎的な控除の部分等があるので、少しつかみにくいというような状況であります。

国の財源等も使いながらという形で考えておりますので、ここの340万円といったものを市の

考え方の中で引き上げるといった判断のところまでは及んでおりませんので、注意深く、その340万円未満の方々が地域の結婚者の中でどれぐらいいるのかというのは見きわめをしてですね。制度的なチェックをかけていきたいなというふうに思っております。

中高生の通学につきまして、小学校の部分についても議論にはなったんですけども、精査をする段階ではですね。教育委員会のほうと話をする段階では、小学生においては公共交通機関とか通学バスでの該当者はなかったというふうに確認しております。

ただ、把握し切れなかった部分があるかもしれませんが、そのときは御指摘をお願いいたします。

○議員（持原秀行） 結婚新生活の支援補助金というのは、国のそれがあるということですね、それは一応の理解は示すんですが、果たして、つくただけで該当が、私は恐らくないと思います。この二人を合わせれば。

一人であれば、例えば世帯主が、こうしますよということであれば該当はすごく多いと思うんですよ。ただ、今の現状の中で、どうしても二人とも働いてないと生活ができないという状況の中で、二人合わせて世帯所得340万円というのは該当者は私はないというふうに思います。

そういうところではですね、やっぱりしっかりと把握をして、これはされていくでしょうから、そここのところをしっかりとまた見てですね、独自でも、できるような形の中でやっていただけたらと思います。

通学的定期券購入補助金というのは、教育委員会を把握していないというのは私はおかしいと思いますね、小学校を。

ただ、今、平佐西小が通学区域の弾力化ということで平佐東小に行ってますよ。これは再三、スクールバスとかいうのも言っているんですが、出さないということですので、これはその子どもの世帯が責任を持つということではしてらるんですが、行こうと思えばバスで行けるんですよ。だから、なぜそういう議論がここで出てこなかったのか、私はちょっとおかしいと思うんですが、いま一度考え直す気持ちはありませんか。

○企画政策課長（上大迫 修） 確認をしてということで申し上げたんですが、委員御指摘の小学生で、区域外を越えて、例えば隣のところに行く

場合に、今は保護者の方々が届けておられる。それをバス交通に切りかえると対象がそこに発生するというところでございますので、実際の運用に当たりましてですね、その部分は再度、教育委員会にも確認をしてみたいと思いますし、そういう方々が交通手段を変えるとということで制度がそこに必要だと、適用ができるということであれば、その方向も持ってちょっと整理させていただきたいというふうに思います。

今、こちらのほうで事業の名称的に通学券等購入補助としておりまして、中学・高校生で書いてありますけど、実際そういう方がおられてそういう運用ができるとすると対応を考えないといけませんので、ここは執行段階においてという言い方はまことに勉強不足の点もありますけども、再度確認をした上で調整をして運用を始めさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（下園政喜）そうしてください。

ほかにありますか。

○議員（井上勝博）奨学金返還支援事業については、先ほど大卒ということで、これはなぜかという質問だったんですけど、私は、正規雇用、非正規雇用というふうに分けてはいますが、やっぱり奨学金の問題は、給付制奨学金をもっとふやしていこうということが今、議論になっているわけで、別に正規雇用、非正規にかかわらずすればいいんじゃないかというふうに思うんですね。

例えば、正規雇用であったとしても中途退職というのがありますよね。中途退職のときはそのときは補助金がなくなるのかなと思うんですが、正規雇用でもまた新しく次の正規雇用に移る場合もあります。そのときは出すのかどうか、そういった細かいことも考えていくと、非正規であったとしても、非正規を次々とわたって市内に在住するというのであるならば奨学金の返還を支援していいんじゃないかというふうに思うんですよ。それはどうなんですか。

○企画政策課長（上大迫 修）企画経済委員会資料の3ページに書いてある部分なんですけども、私どもはこの制度設計をさせていただくときに、若者の雇用を生み出すと。その雇用が現実的に非正規だからというような御意見もあるかと思いますが、正規できちっとした雇用がそこにあって、そこにとどまった人は奨学金の方に脱出するという制度設計をしておりますので、事業者にとって

は正規の雇用をして人材を確保すると、そういったところを起点にしていますので、今の時点で非正規の方で奨学金を返している方を対象にする。これは先ほども話のありました個人事業主の方であるとか、農家の方々の議論とつながるようなところもちょっとありますので、そこら辺は冷静に見させていただきたいなと思います。

今の時点では対象にしておりませんが、そういった意見があつて、そういったところをどう考えるのかということであれば整理もさせていただきたいとは思っています。

○議員（井上勝博）ちょっと確認ですが、正規雇用であっても、中途退職された場合は、その場合は、補助金支援はしないんじゃないんですかと。どうなんですか、その場合は。

○企画政策課長（上大迫修）住所を置いて、正規に雇用されて、その方は奨学金を返還されたのであれば支援はいたします。そこで正規を離れた場合は、補助金は要するに継続的なことはできなくなります、申請時点において正規職員であるということが前提になりますので。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（成川幸太郎）ふるさと納税PR促進事業についてお尋ねをいたします。

先ほど中島委員のほうからもありましたけども、これは4億8,320万円に対して返礼をするために2億4,160万円があるんだと思いますけども、先ほど業務委託ということで観光物産協会という名前が出てきました。以前から申し上げているんですが、事業者が観光物産協会を通すと、当然そこで利益は減るんですよ、事業者直送をふやしていけないと市内事業者の発展ということに余りつながっていかないんじゃないか。観光物産協会の事業をふやすためだけにあるんじゃないかという感じがするんですが、この平成28年度観光物産協会を通したのと、事業者直送、これは以前も聞いて、そういったできる場所があればそれはやっていくということを言われてましたので、どれぐらい比率になって、今後、事業者直送というのをどういうふうに考えていらっしゃるか教えてください。

○企画政策課長（上大迫 修）説明不足の点は約束させますけども、観光物産協会さんと、このふるさと納税にどういった作業を進めているのか、考え方でしているのかということでございますが、

私どもは、これから特にですけども、観光物産協会さんに対しては、発生した事務に対して、ふるさと納税の数パーセントのほうを委託料として払うということにしまして、事業者の方々と観光物産協会の間で経費のやりとりがない。要するに、直接、事業者の方々から納税者の方々に届くような仕組みで費用の支出を図っていくのかというようにしています。

言い方を変えると、観光物産協会さんに対しては、納税額の一定割合を業務手数料というんですか、そんな考え方でって精算執行させていただく考え方でしておりますので、事業者直送と同じようなやり方の中でやっていきますから、その間が入ったことでどうこうといった部分については、より明確に整理をさせていただく形で作業しております。

○議員（成川幸太郎）本当にそうであればいいんでしょうけども、事業者の中には結構大きい、一番人気あるというのはやっぱりお肉であり、あるいは焼酎であるというのは、事業者自体が大きいわけですから、恐らく事業者から直送というのは全部とれると思います。もらった人も産地直送というほうがうれしいわけですよ。変な会社を通すよりかはうれしいはず。ぜひ、そういうふうな方向で進めていただければと思います。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（森満 晃）済みません、先ほどの通学定期の券で、市内に住む中学生・高校生が本市の中学・高校にということなんですが。仮に高校生が将来の世の中で、目指す学科が本市にない場合に、どうしても市外にいかなければならない。そうした場合に、1割でも2割でもそういう補助はないのか、その辺はいかがですか。

○企画政策課長（上大迫 修）今回の制度設計をさせていただくときに、先ほど持原議員が言われた小学生の関係、それと市外の高校・中学のほうに、私学になりますかね、公立もありますけど。そういった部分をどう取り扱うのかと議論をして、ここに収束した感がありますので、今回、子育て若者世帯の支援ということで、これを企画しておりますけど、そういった部分が本当の意味で子育てとか若者世帯の支援になるとすればですね、議論は、はばからずさせていただきたいと思いますので、ちょっと様子を見ながら検討させていただきたいというように思います。検討はしたんです

けども、キックオフになりましたので、今後していく上で、本当の意味で生活支援という形になるとすれば、その答えは何らかの形で出していきたいというふうに思っております。

○議員（森満 晃）ぜひ、検討していただいですね、例えば、いろんな関係でスポーツでもですけど、そういった形で、その後に仮に有名になったとして、やっぱり薩摩川内市出身だとか、いろんなPRにもつながっていくと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議員（成川幸太郎）事業者を除いて別の会社という意味やったんですけど、ちょっと言葉がまざったと思いますので、訂正させていただきます。済みませんでした。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。ここで、議案第36号の審査を一時中止します。

---

△議案第21号 薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定について

○委員長（下園政喜）次に、審査を一時中止しておりました議案第21号薩摩川内市川内駅東口市有地利活用事業支援条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、既に質疑を終えておりますので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（下園政喜）次に、所管事務調査を行います。

まず、今回、当局からの報告事項はないようです。このことも含め、これより所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川畑善照） コンベンションとは直に関係ないもんですから、平成32年にコンベンションがオープンしたときには文化ホールを閉鎖するというのですが、業務上の閉鎖はわかるんですけども、これには十数年前から億のけたが、数億円かけて改善をしてきますね。それを全く解体するというは無駄が何億円という損失になると思います。

ですから、例えば、商工会議所とか、—あるいは商工会議所は市役所の角にありますね。それで、大ホールを商工会議所が運営をすれば、あるいは会議室を貸すれば、市民まちづくり公社で管理をしておりましてけれども、会議所あたり窓口にすれば物すごく商業的な圧縮ができると思いますよ、窓口にすれば。

そういう意味と、それから、例えばですが、九州電力も3号線にありますね。そういう商工会議所、九州電力、あるいは飛び越えて吉本興業とか、あるいは嘉穂劇場とか、ああいうところ無償貸し付けをすとか、無償で譲渡すとか、そうすることによってまちが活性化するというんですよ。平成32年になってからそれを言うんじゃないくて、今から並行して進めるべきだと思うんですが、いかがお考えですか。

○企画政策課長（上大迫 修） コンベンションホールが竣工して運用開始をした時点で文化ホールの使用のほうは用途的な廃止を行いますと言っておりますし、今、委員の質問のありました、その後の対応についてどうするのかということについては議場でも幹部のほうで答弁させていただいたとおり、検討していくということでございますので、今、提言されました会議所であると吉本興業とか、ある事業さんの話といった分はありますけど、検討した中で答えは出てくるものというふうに思いますので、そこはきちっと整理をさせていただきたいというふうに思います。

こうできますとか、こうやりますとか言えるのではなくて、これから議論を始めていきますと。

それと、確かに、いつも申し上げておりますけど、これまで改修等に国の補助金等を入れておりますので、用途を廃止し、もしそれに手をかけるとなると、補助金の精算といったものも伴いますので、そういったことを総合的に考えて対処のほうの手法とか整理は取りまとめたいと思います。

○委員（川畑善照） やはり10年以上かけてです、数億円かけて投資をしてきて、はい、それじゃあ、さようならじゃあ余りだと思いますし、先ほど言いました、いろんな方々と話をさせてですね、できたら、前からいいように、文化の後退にならないように、切磋琢磨してやられる状況がいいんじゃないかと思います。

やはり行政がされる場合は、どうしても人件費いろんな問題が出てくるだろうし、会議所を窓口とすればですね、そういうところもぜひ当たってみてください。先ほど言った芸能界にしても何でもですが、川内に文化を呼ぶためには、ぜひとも流入を促進する上でも、ぜひ御検討願いたいと御意見を申し上げておきます。

○委員長（下園政喜） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） 質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△甌はひとつ推進室の審査

○委員長（下園政喜） 次に、甌はひとつ推進室の審査に入ります。

---

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（下園政喜） それでは、審査を一時中止しておりました議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光） それでは、甌はひとつ推進室の平成29年度施策の概要につきまして御説明申し上げます。

甌はひとつ推進室につきましては、平成29年度は海上輸送支援による甌島地域の雇用創出と所得向上、ツーリズムの推進によります観光を主軸とした甌島の振興を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

35ページをごらんください。

甌島輸送支援事業は、これまで離島活性化交付金制度に加え、平成29年度から創設されます有人国境離島法関連の地域社会維持推進交付金を活

用した農水産品等の甌島と本土間の海上輸送費に対し、国・県・市が協調して補助するものでございます。

鮮魚など3品目を対象としておりますが、今後、品目の拡大を検討してまいります。

下段の甌島ツーリズム推進事業及び次ページ上段の甌島ツーリズム推進協議会運営補助事業は、甌島ツーリズム行動計画を具現化するための取り組みであり、協議会の活動を支援するほかジオパークの可能性調査やインタープリター、これは専門ガイドのことで、これを育成するものでございます。

以上であります。

この後、予算ないようにつきましては室長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（下園政喜）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** それでは、議案第36号平成29年度一般会計予算について、所管予算の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳出から予算調書により説明させていただきたいと思っておりますが、予算調書の101ページをお願いしたいと思います。101ページでございます。

2款1項6目甌島地域振興費6,501万8,000円につきましては、甌島地域に要する経費でありまして、内容につきましては右のほうにあります。甌島ツーリズムを推進していくためのインタープリター養成事業、あと、鹿児島県の離島振興協議会等の負担金、輸送支援協議会への補助金、あと、27年度に設立しました甌島ツーリズム推進協議会への運営補助金、最後に、離島甲子園の補助金が主なものでございます。

ここで、企画経済委員会資料によりまして補足説明させていただきたいと思っておりますので、資料の6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

6ページにつきましては、本年4月から施行されます有人国境離島法、その中で新たに創設されました交付金事業につきましては、私のほうで今、全体の予算について説明させていただきますが、2番目のほうありまして、まず、航路運賃の低廉化、これは交通貿易課のほうで提案されていると思っております。

2番目のほうが当室の担当でございますが物資

の費用負担の軽減。これは農水産物の輸出とか輸入の輸送費の補助になります。

3番目が滞在型の観光の促進ということで、これは観光・シティセールス課のほうで出しております。

あと、最後に4番目は、雇用機会の拡充ということで、これは商工政策課になりますが、予算額につきましては下のほうにあります。総計で7,970万円、8,000万円弱のほうを予算計上させていただいております。

次に、7ページのほうをごらんいただきたいと思っておりますが、当室の予算について説明させていただきますが、1番目の甌島の輸送支援事業でございます。

これまでもありましたけれども、国土交通省の所管のまず離島活性化交付金事業、これまでは魚介類・焼酎・海洋深層水の三つの戦略産品を補助してまいりましたが、29年度から魚介類のほうは有人国境離島法に移行しますので、二つの品目について当初は進めていきたいと思っております。

ただ、あと、戦略産品のほかについてもまた検討を進めていきたいと思っておりますが、補助金のほうがこれにつきましてはこれまでが3分の1でございました。国からが3分の1か、市が3分の1、事業者負担が3分の1でしたが、これは国から60%、県と市で20%。ですので、事業者の負担が3分の1から20%に減となっております。

次に、2番目のほうが有人国境離島法の内閣府所管の補助であります。これは対象が農水産物となります。

下の表にございまして、予算額につきましては離島活性化交付金が880万円、有人国境離島法のほうが2,120万円を計上させて、総計3,000万円を計上させていただいております。

次に、2番目の甌島ツーリズム推進事業でございますが、平成26年度に甌島の観光を主軸とした地域振興ということでビジョンを策定しまして、平成27年度にツーリズム推進協議会を成立しております。

その中で四つの部会と連携しながら進めているんですが、予算につきましては、まず1番目にありますとおり、推進協議会の運営補助、そしてジオパーク調査事業、インタープリターの養成事業、離島活性化交付金等の事業で進めております。

済みません。（1）の概要のところ、③と書

いてありますけど、ここは②でした。済みません、修正をしてください。

あと、予算調書のほうにまた移っていただきますが、次に、歳入のほうについて説明させていただきますが、予算調書の17ページのほうをごらんいただきたいと思います。

15款2項1目国庫補助金、離島活性化交付金の事業でございます。これにつきましては、先ほどの輸送支援の分とツーリズムの推進事業に対する補助でございます。

次に、有人国境離島法の国庫補助金と県の補助金を計上させていただいております。

最後に、雑入でございますが、21款5項4目の雑入、まず、2万円は離島市町村の職員研修助成金、10万円は離島甲子園への参加助成金でございます。

以上、議案第36号一般会計予算に関する説明を終わります。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（落口久光）済みません、ちょっと教えていただきたいんですが。今度、高速船、ほかもですけどね、船代が下がりますね。高速船の収支ですね、前年度でもいいので、経費の内訳が大体幾らぐらいになっているのかというのがわかられたら。高速船です。維持管理経費と燃料費と人件費とその他というのがわかったら。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）高速船の管理等につきましては、交通貿易課のほうの担当になるものですから、こちらについては把握をしていない状況です。

済みません、失礼します。

○委員（落口久光）はい、わかりました。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

ここで、議案第36号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（下園政喜）次に、所管事務調査を行

います。

まず、当局に説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）企画経済委員会資料の8ページをごらんください。

1点、甌島テレワーク実証事業の概要について報告させていただきたいと思います。

まず、テレワークということで、通信ネットワークを環境整備しまして、自由にパソコン一つ持って働けるような形態の場所をつくらうというような事業でございますけども、目的としましては、そういう環境が整っているということで、外部に情報発信して、新たな魅力、イメージアップを図って交流・人口増加につなげて、甌島振興につなげてまいりたいと思っているところなんですけど、事業概要としましては、場所を里支所2階上のほうに議会室と議長室が今あいて倉庫になっておりますので、そこを整備しまして、期間は29年度1年だけです。今のところはですね。あと、実施者が観光物産協会ということで、利用は希望者誰でも使えるということで、施設管理者により許可を受けた者となっておりますけど、イメージ図のほうで少し説明させていただきますが、まず、薩摩川内市と観光物産協会のほうで、（1）になります、使用許可の協定を結んでおります。

使用料につきましては、一応、実証事業ということで無償としております。ただ、利用者からの使用料というのも全く徴しないということで、届け出があれば自由に使えるというふうにしております。

期間は1年のみです。

現在の実証施設の整備としまして、セキュリティ対策、あとスペースの改修を行っていただいて、管理者を配置した後に利用される方は利用登録申請を里支所のほうに出して、里支所の所長のほうが許可を出して、実際にどれぐらいの成果が上がるかというのを（5）に書いてありますとおり、市のほうに提供していただいて原形復旧後に市にそのまま渡していただくということで、その成果をもとに分析しまして、地域情報化計画に掲載しているんですけど、テレワークを活用した雇用促進というのがどのような形で展開できるかということを検討し実証した結果をもとに、今後検討していきたいと思っております。

一応、1点報告させていただきます。

以上です。

○委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました。このことも含め、これより所管事務について質疑に入ります。

質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（坂口健太）テレワーク実証事業についてお伺いをしたいと思います。

テレワークということで、甑島のような、非常に遠隔地で輸送コストもかかる中で、通信という、ある意味で平準化されたコストの中で事業をこれからやっていくために実証事業をやるということなんです。なぜ、これを里支所の中でやるのか。もともとテレワークの意義として、例えば会社に出社をしないとできない仕事を自宅でできたりとか、そこに本来の意味があるにもかかわらず、何でもわざわざ里支所に行かないといけないような実証事業をするのかということです。

もう一つ、甑島で今回1年間やるということなので、今、テレワークを甑島でやられている方がいるのかということをござらひ把握されているか、2点教えてください。

○甑島はひとつ推進室長（古里洋一郎）まず、1点目でございますが、まず場所の検討は空き家とか学校の跡地とか、今、閉校になっているところとかですね、検討したところだったんですけど。甑島のほうに今、光ケーブルが入れてまして——今、入っているところが支所と避難所とか、そういう地区コミとか、そういう場所なものですから——できれば光を活用して経費をかけない形で実証していきたいということで里支所を選んだところでございます。

2点目につきましては、今、甑島のほうにどれぐらいいるかということなんですけど、私が聞いたところなんですけど、若い事業者の方々がパソコン一つ持って定期的に甑島の環境のいいところで仕事してみたいということで、10名前後、たまにそういう時期によってはいるということをお伺いしておりますし、また、その方々が今回この実証事業で、いろんなそういう実証していただければ、また、そういう成果というのを検証できるのかなと思って期待しているところです。

以上です。

○議員（坂口健太）つまり、現状、例えば、薩摩川内市に住んでいなくて、都会で働いておられて、外からやって来て、甑でゆっくりしながらパソコンで仕事をしたいということで10名おられるということよろしいですかね。

そうなった場合にですね、本来、交通貿易課のことかもしれませんが、航路運賃の低廉化の指針の中で、準住民についても航路運賃の低廉化の対象になるという取り決めがあったと思うので、例えば、テレワークで年2カ月、ただ、住民票はそこにありませんという方々もそういった対象になるのかということまで検討されているのかどうかということをお教えください。

○甑島はひとつ推進室長（古里洋一郎）まず、運賃の低廉化の中に、当然、準ずる者というのが確かにあるんですけど、具体的にはまだ国からの要綱が来ておりませんので、わからないところなんですけど、ただ、これまでの説明会の中では、かなりやっぱり絞られると思います。

例えば、今、一つ聞いているのが、甑島は島立ちを高校生はしますんで、高校に出ます。その島立ちした高校生が帰るとき、それについては、私どももぜひ認めてほしいということをお願いいたしますし、それについては対象になるようなことも聞いております。ただ、それ以外については、今のところきちんとした定義はありませんので、いろんな意見を聞きながら、国のほうにも順次また要望していきたいと思っております。

今のところその分については対象になるということは聞いてません。

○議員（井上勝博）今の質疑で少しイメージがわいたんですが、ただ、今、坂口議員も言われたように、里支所で実証する。そこに会社のオフィスをつくるようなイメージで、そこが光通信ができるよということですね。

それだけの施設であれば、ただ、スペースを提供するだけの話ですよ。だから、そんなに何か観光物産に委託しなくちゃいけないような、そんなものなんです。その辺が、管理人がいるという意味、それをも、例えば、Wi-Fiをできるような光があるわけだから、光から引っ張ってきて、あっちこっちにWi-Fiをできるようにした環境をつくったほうが、そういう環境ができましたよ、甑島で仕事ができますよというふうにしたほうが使い勝手はすごくいいんじゃないかと

私は思うんですが、どうなのでしょうかね。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 今、その施設につきましては、先ほど言いました光に限られています。全域的に光をつなげればいいんですけど、かなりの経費等がかかりますので、今のところないんですけども、ただ、今回の実証を踏まえて、もし利用とかいうことであれば、甌島全域のほうに例えば空き家とか並行したあととか、そういうところが実証でかなりの利用があればそちらのほうに広げていきたいとは思っているんですけども。ただ、観光物産協会のほうで、市のほうで常時そちらのほうには人は配置できませんので、セキュリティの問題もありますので、そちらのほうに観光物産協会のあそこに近くの職員がいますので、そちらのほうにお願いをして、利用する方も観光物産協会の事務職員ではなくて、観光物産協会に携わっている方々も利用されているというの聞いておりますので、その方々と話をし、管理員として置いていただければということでしたところでございます。

以上です。

**○議員（井上勝博）** 前、光ケーブルを引いて、たしか相当な事業費もかかってます。光は各家庭では使えないけど、ADSLやったらそんなにスピードが遅いということもないんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺はやっぱ実際はビジネスに使えないという判断なんでしょうか。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 確かに、ふつうで使うインターネットとか情報を見るのには特に支障はないとは思んですけども、やはり事業をする中で大きなダウンロードとかいろんな情報を発信をする中で、かなり差は出てくるということで、それも含めて今回実証してみたいと思います。

どういう方々が利用されて、どういう業務でよく利用される希望があるのかということも含めてですね、今回は光を使った形で実証してみたいという形でスタートしたところでございます。

**○議員（森満 晃）** 済みません、輸送費のことについて。

今回、特に焼酎だとか、水だとか、事業者の負担軽減につながると思うんですが、これが今後、価格の低下につながっていくのか、その点についてはどうですか。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** まず、この離島活性化交付金の目的は、雇用創出と労働事業の増加というのが目的になっておりますので、輸送費の支援をして、それに伴って生産が上がって、量が多くなって、雇用の増につながればいいという目的でございまして、実質ちょっと聞いてみたときにですね、水産の会社とか焼酎の会社のところについても雇用を少ないんですけども、何名か正規職員を雇用したり、あと、労働の賃金単価を上げていただいたりしておりますので、製品を落とすというよりも、そういう生産をふやして雇用につながるというのは実際聞いております。

ただ、価格についてちょっと落とすというのは、今のところはそういう実態は聞いておりません。

**○議員（森満 晃）** 将来的には、やはり商売ですので、少しはそういった低価格で、若干高いというイメージもありますんで、そういった低価格によって利益率を上げていくという部分の努力もしていただいて、そして、薩摩川内市皆さんが潤うという観点からも考えていただきたいと思えます。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** わかりました。離島活性化交付金のこの分については、輸送支援協議会というのがありますので、その方々が全員入っておりますので、そういう協議会の中でもまた意見を聞いてみたいと思います。

以上です。

**○委員長（下園政喜）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（下園政喜）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、甌はひとつ推進室を終わります。

御苦労さまでした。

---

△行政改革推進課の審査

**○委員長（下園政喜）** 次に、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（下園政喜）** それでは、審査を一時中止してございました議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

**○企画政策部長（末永隆光）** それでは、行政改革推進課の平成29年度施策の概要につきまして、



御説明申し上げます。

平成29年度は、効果的・効率的な組織、機構の構築、事務事業の効率化、適正化の2点を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

概要書の38ページをごらんください。

下段の補助金等評価事業は、6期目の行政改革推進委員会が、平成28年度で終了したことに伴いまして、平成29年度から2年間新たな委員でスタートする当該委員会の運営に係る経費を計上したものであります。

そのほか、支所再編につきましては、本土地域の4支所は、今後規模を縮小し、存続させる方針であり、平成29年度に支所に残す業務、本庁集約の業務の整理、イベント防災体制の整理・検討を進めながら、平成30年度から年次的に進めたいと考えております。

また、甌島地域の4市町は藺牟田瀬戸架橋完成時期を見据え、甌はひとつ推進会議の提言を尊重しながら、さらに検討を進める予定でございます。

以上であります。

この後、予算内容につきましては課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

**○委員長（下園政喜）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○行政推進課長（上戸理志）** それでは、歳出予算の説明をいたします。

行政改革推進課の予算は、予算調書の103ページでございます。

事項、市政改革費は、市政改革に係る経費854万円でございます。

経費の主な内容のうち、全体調整用、臨時職員雇い上げ料は、当初予測することができなかった業務量の増加などに対応するための臨時職員の全体調整枠分でございます。

それから、その下の内部情報システム保守業務委託は、電子決裁、文書管理、庶務事務、グループウェアのシステムや、機器の保守委託料でございます。

さらに、その下、内部情報システム機器一式賃借料は、システム機器のリース料でございます。

なお、歳入予算はございません。

以上で、行政改革推進課の予算について説明を終わります。

御審査方、よろしくお願ひいたします。

**○委員長（下園政喜）** ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（下園政喜）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はありますか。

**○議員（井上勝博）** 平成29年度は支所再編について、事務分掌の整理とかそういう作業をされるというお話ですが、やっぱり最近では災害が非常に多くて、熊本地震の教訓ということで、受援システムだったかな、何かそういう支援物資を受ける側の体制づくりという問題もクローズアップされてきているわけですが、やっぱりある程度、人数がいないと、日常的な情報の収集、どういふ人がどういふところに住んでいるという、そういったことをきちっと把握して、そしてサービスもするというのが支所の役割だと思うんですよ。

だから、やっぱり余りにも減らし過ぎると——私は減らしてはいけないという立場ですけども——そういったところを幾ら事務分掌を整理したとはいえ、人が減れば、当然サービスは後退する、これはもう当たり前のことだと思うので、極力そういった災害時の問題とか、それからそういうサービスの後退をさせないと断言されていますけれども、そこら辺をきちっとした御検討をいただくように減らさないようお願いしたいと思うんです。

**○行政推進課長（上戸理志）** 支所の事務分掌等の見直しについての御要望、御意見でございました。

平成29年度、本会議でも発言ございましたとおり、今部長のほうも説明いたしましたとおり、本庁、それから支所業務・事務についての見直し、検討という作業が始まるかと思えます。

その中で、特に市民のサービス低下、市民に影響をできる限り与えないように念頭に置きながら、事務の整理を本庁でできるものについては、本庁集約をしていかなければならないと思っております。

中でも、今、井上議員からございました防災体制につきましては、人を減らすことによる影響ということ、今懸念されておりますが、防災体制については、民間とのいろんな協定の締結もでございます。こういったものの活用、それから、防災サポーターも現在78名配置してございます。

どうしても職員が減る分については、そういう

民間の活用、それから防災サポーターの活用、さらには今後ふえるであろう再任用職員の活用、そういうものを十分活用しながら、防災体制が低下しないように十分配慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（松澤 力）済みません。ちょっと1点だけお伺いさせていただきます。

今、新しい部署もできたり、いろいろ人の調整が大変なところだと思うんですけども、現状の部署の中でもいろいろ業務が多かったりして、人が足りないとか、いろいろ支所も含めて事情があると思うんです。そういった中で、現状はどのような形で各部署の方々の現状の聞き取りとか、情報を集約されて、どうしてもやっぱり人が足りないと、もう業務に支障が出ているとか、負荷が高まっているとか、そういったことがあれば、人を補填したり、採用をふやしたりとか、そういった対応が可能なのかどうなのかというところをちょっとお伺いできたらと思います。

○行政推進課長（上戸理志）まず、現状の把握につきましては、もちろん行革課を中心に、これは本庁だけでなく、支所につきましても定期的に現場の確認というのは行っているところでございます。

それから、職員の数、それからもちろん新しい組織、それから職員の配置、こちらにつきましては、毎年必ず全課・室、それから部長・局長・支所長を対象にヒアリングを行っております。

そういった中で、決まった様式等もございます。

職員の要望の数も記載するようになっておりますので、そういったものを参考にしながら、私たちは職員の適正配置、それから職員数の管理に努めているところでございます。

なかなか業務がふえてきているという事実がございます。そういった中で、要望に100%応えているかというのと、決してそうではございませんが、私たちもそういった要望を重視しながら、さらにはどうしても定員適正化方針に沿った形で今職員管理をしておりますが、優先順位等をつけながら、真に必要なところについては、職員を配置し、そして効率化が図られた、もしくはアウトソーシング、今回も図書館等については、委託がなされております。そういった中で、職員の削減

が図れるところについては、職員を減らして、全体調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議員（松澤 力）ぜひ、職員の皆さんのモチベーションにもかかわってくるころだと思しますので、ぜひ現場の要望も配慮していただいて、なかなか厳しい状況もあるかと思えますけれども、対応いただけたらと思っております。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第36号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（下園政喜）次に、所管事務調査を行います。

まず、今回、当局からの報告事項はないようです。

それでは、これより所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）1点だけ、今先ほどの課長のお話で、一応各本庁、支所も含めて各職域について現状把握については、人事的な要素、事務量とか定期的に行っているということを前提に合併後において、幼稚園教諭とか保育士とか、またそれぞれ定年退職も相当数あって、ことしも定年退職者がいます。また、定年でなくてもやめるという方もおられるようですが、合併後に正職員として幼稚園教諭とか保育士の新採用状況とか、そういう実態があったのかどうかというのが1点。まず、これをお聞きしたいと思います。

○行政推進課長（上戸理志）合併後の幼稚園、保育士についての正規職員としての採用はなかったというふうに認識しております。

○議員（持原秀行）この間、もう合併して12年、13年なる中で、大体毎年退職者がいるんですね。正規職員で退職者がいるんですね。今度も定年の退職者が一人いますね。そうすると、やはり子どもたちは待ってくれませんので、その中で、嘱託員とか臨時職員、パートさんとかで補うといっても、やっぱり低賃金なんです。そ

うすると、やはり民間施設にやっぱり流れていく実態が私はあると思うですよ。そういう意味では、先ほど再任用を十分活用してと言われますけれども、再任用もそんなに長くはおられません。そういう意味の中では、計画的にやらないと、今現実的に存在する幼稚園とかです、そういうような存続が公的な施設としてなっていないような気がするんですが、本年度も採用とか、今後の幼稚園関係の話はどう考えておられるんですか。

○行政推進課長（上戸理志）幼稚園、保育園等についての御意見ございました。

行政改革推進課では、民間でできる業務については、アウトソーシングしようという方針もごございます。

ただ、今、持原議員言われたように現在ある公共の部分については、決してこれはサービス低下しないような形で体制を維持しなければならないというそういう認識はもちろんございます。

現在、再任用、それから嘱託員等でカバーしている面ももちろんございます。

ただ、これまでの経緯の中で合併して、例えば川内保育園、これは完全に民間移譲した部分もありまして、その際、職員というのは保育士が9人削減というところもあります。

ですから、長期的な方針としては、民間でできるものについては、民間のほうにこれはシフトしていこうという、そういう考えは持っておりますが、ただ現在あるそういう施設については、決してサービスが低下しないように、そこは十分配慮してまいりたいと思います。

もう一点、補足させてください。

なかなかそういう今保育の現場というのは、非常に厳しいという声も聞いております。

これは、市民福祉部、それから教育委員会等からも実際に最近でもそういう声が寄せられておりますので、ですから、嘱託員の確保、それからもちろん嘱託員の質の向上、そういったことも合わせて目指さなければならないなと思っております。待遇、それから報酬、そういったものの検討もしなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。  
御苦労さまでした。

△コミュニティ課の審査

○委員長（下園政喜）次に、コミュニティ課の審査に入ります。

△議案第24号 財産の無償譲渡について

○委員長（下園政喜）まず、議案第24号財産の無償譲渡についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久）それでは、議案第24号財産の無償譲渡について説明をいたします。

議案つづりの24の1ページをお開きください。

譲渡する財産は、土地が樋脇町塔之原の9筆、2,896.68平方メートル、建物が3棟552.66平方メートルでございます。

譲渡の相手方は樋脇地区コミュニティ協議会代表者永山謙士氏、現在のコミュニティ協議会会長でございます。

譲渡の条件は、譲り受けた土地及び建物を樋脇地区コミュニティ協議会の地域活性化の活動拠点として使用すること。

譲渡の時期は本議案の可決のときとしております。

譲渡財産の概要は、24の3ページをお開きください。

土地9筆の概要と建物3棟につきましては、樋脇地区の旧塔之原二区公民館、塔之原三区公民館、塔之原4区コミュニティセンターの3集会所で、それぞれ概要について記載をしております。

また、次ページ以降に位置図、地籍図、平面図を添付しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（下園政喜）次に、審査を一時中止しております議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、コミュニティ課の平成29年度施策概要について御説明申し上げます。

平成29年度は、地域の自立活性化、生涯学習市民活動の促進、男女共同参画女性活躍推進の3点を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

概要書の39ページをごらんください。

中段の生涯学習推進事業を引き続き実施するとともに、下段の市民活動支援補助金事業から、41ページ中段の地区コミュニティ支援事業までの各事業は、市民活動団体への広域的活動やゴールド集落に対する支援を今後3年間支援するほか、コミュニティ協議会及び自治会活動の自主活動を継続支援するものでございます。

42ページをごらんください。

上段の男女共同参画推進事業は、フォーラムや各種講座を開催するとともに、30名の新たな委員により第7期チャレンジ委員会をスタートさせる予定でございます。

中段の女性活躍推進事業は、女性が活躍する働きやすい職場や子育てしやすい環境づくりを進め、多様な施策を横断的かつ官民一体となって取り組むため、（仮称）ひとみらいミーティングや、（仮称）女性応援協議会の設置、ダイバーシティ・マネジメントのセミナーの開催などのほか、庁内体制につきましても、新年度からひとみらい対策監、ひとみらい政策課を配置し、未来につな

ぐ施策を展開したいと考えております。

以上でございます。

この後、予算内容につきましては、課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下園政喜）それでは、当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久）それでは、コミュニティ課の予算について説明いたします。

初めに、歳出を説明させていただきます。

予算調書の104ページになります。

上の表から2款1項2目、事項、文書発送事業費は、市広報紙等を自治会へ発送する事務に係る経費で、事業費772万9,000円の内訳は、文書発送の準備を行う際に、雇用する臨時職員の賃金及び自治会への文書発送業務の委託料が主なものでございます。

同ページの下表でございます。

2款1項6目、事項、男女共同参画政策費は男女共同参画社会の推進にかかわる経費で、事業費は903万8,000円でございます。

ここで事業の概要について資料で説明をいたしますので、企画経済委員会資料をお開きいただきたいと思います。

9ページでございます。

女性が活躍できるための環境整備取り組みにかかわります新規の事業等について説明をいたします。

一つ目といたしましては、先ほど部長のほうからもありましたひとみらいミーティングを設置し、子育て世代による市の政策への新規事業の提案、既存事業への意見の反映を図ります。

二つ目として、研修や講座の際に託児委託料をコミュニティ課で一括計上し、女性が参加しやすい環境づくりを図ろうと考えております。

三つ目です。企業表彰や優良企業に関する情報を発信し、女性の活躍推進に取り組む企業の育成を図っていきます。

四つ目として、薩摩川内市女性活躍応援協議会を設置し、多様な主体と連携し、女性活躍の取り組みを加速させる協議会を設置します。

協議会の構成員としては、雇用環境改善対策協議会の構成員のほか、農林水産関係団体、教育団体、地区コミュニティ団体などを考えております。

そのほか、女性の活躍推進にかかわる情報の一元化、庁内の推進体制の強化を図り、女性の活躍

推進に関する事業の情報発信と進行管理を行っていきたいと考えております。

また、拡充する事業として、ダイバーシティ・マネジメントセミナーを市内事業所を対象に経営トップ、管理職、女性職員などの階層やニーズに応じたセミナーの開催を計画するとともに、継続として、女性チャレンジ委員会の第7期の活動、男女共同参画フォーラムの開催など、実施する予定としております。

以上で、男女共同参画政策の概要の説明を終わります。

引き続き、再度予算調書で説明をさせていただきます。

105ページでございます。

2款1項6目、事項、生涯学習推進事業費は、生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習の推進にかかわる経費で、事業費537万3,000円の内訳は、生涯学習推進に係る委員等の謝金のほか、毎年2月に開催予定の生涯学習フェスティバルコミュニティマーケットの開催にかかわる委託料などが主なものでございます。

次に、下の表でございます。

2款1項12目、事項、防犯灯管理費は、市が管理している防犯灯の維持管理経費、自治会等による防犯灯設置への補助にかかわる経費で、事業費1,501万3,000円の内訳は、市が管理する防犯灯の電気料、修繕料、工事費などの経費と、自治会等が管理する防犯灯の設置のための補助金が主なものでございます。

次に、106ページでございます。

2款1項15目、事項、自治会育成費は、自治会の活動を支援する交付金及び自治会運営説明会の開催にかかわる経費で、事業費1億247万4,000円の内訳は、自治会長の10年及び4年の永年勤続表彰の記念品代や、572自治会の活動を支援するための自治会への交付金が主なものでございます。

同ページの下表でございます。

2款1項15目、事項、自治会館施設整備費補助費は、自治会が整備する自治会館の新築補修等への補助金にかかわる経費で、事業費2,601万6,000円の内訳は、各地域の自治会館の屋根、外壁などの補修等にかかわる補助金と財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業として実施しておりますコミュニティセンター助成事業によ

ります斧淵地区の五社下自治会館の建設に伴う補助金が主なものでございます。

次に、107ページです。

2款1項15目、事項、集会所管理費は、集会所の維持管理にかかわる経費で、事業費939万4,000円の内訳は、集会所の光熱水費と修繕などの維持管理にかかわる経費と、下甌地区の住民生活センターの耐震化工事が主な内容となっております。

次に、同ページの下表です。

2款1項15目、事項、コミュニティセンター管理費は、コミュニティセンター維持管理にかかわる経費で、事業費8,996万円の内訳は、コミュニティセンターの修繕料維持管理経費のほか、事故等の際の全国市長会、市民総合賠償補償保険料及びセントピアと38地区コミュニティセンターの指定管理に伴います管理代行委託、工事費としましては、青瀬地区コミュニティセンターの耐震補強工事、そのほか備品購入費としてセントピアの空調機取りかえなどが主な内容でございます。

次に、108ページの上表でございます。

2款1項15目、事項、コミュニティ推進費は、地区コミュニティ協議会市民活動団体等の活動支援及び行政共同の推進にかかわる経費で、事業費2億2,154万1,000円の内訳は、コミュニティ主事39人分の報酬と市民活動情報サイトにかかわる保守経費、コミュニティマイスター事業経費、そのほか地区コミュニティ活性化事業補助金として基本コースとビジネスコースを設け、市民活動支援補助金といたしましては、スタートアップとステップアップの補助金を設けております。

また、財団法人自治総合センター宝くじの普及広報事業として、地区コミへの備品費助成金の一般コミュニティ助成事業補助金として、補助金と48地区コミに交付しております地区コミュニティ協議会の運営交付金が主なものでございます。

次に、同じページの下表です。

2款1項15目、事項、ゴールド集落活性化事業費は過疎高齢化が進む高齢化率50%以上のゴールド集落の活性化を支援する補助にかかわる経費で、事業費2,881万5,000円の内訳は、高齢化率60%以上の自治会へのゴールド集落重点支援地区補助金、スポーツ大会や環境整備など、ゴールド集落が行う自主活動への自主活動支援補

助金、ゴールド集落を支援する地区コミュニティ協議会活動補助金及びゴールド集落を支援する市民団体への活動補助金の四つの補助金でございます。

ここで、ゴールド集落の状況について、資料で再度説明をさせていただきます。

企画経済委員会資料の11ページをごらんください。

各地区コミュニティ協議会ごとのゴールド集落の状況でございます。

ゴールド集落は、1月1日現在、65歳以上の者の割合が50%以上の自治会で、平成29年度の該当自治会は43地区コミの147自治会でございます。昨年度より15自治会ふえている状況でございます。非該当になった特例ゴールド集落が10の自治会でございます。

また、高齢化率60%以上の重点支援地区のゴールド集落は、52自治会となっております。

以上で、ゴールド集落の状況については、説明を終わります。

再度、予算調書で説明をさせていただきます。

109ページでございます。

109ページの上の表、9款1項6目、事項、災害予防応急対策費60万円は、災害時における自治公民館、敷地内等の崩土等の除去にかかわる経費の特別災害復旧補助金でございます。

同ページの下の方、11款4項1目、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費70万円は、台風等の災害によります施設補修にかかわる経費で、地区コミ、集会所などの公共施設の災害復旧修繕料でございます。

次に、歳入について説明をいたします。

予算調書の19ページです。

14款1項1目、総務使用料の予算額380万1,000円は、地区コミュニティセンター、集会所、セントピアの施設使用料、冷暖房使用料等でございます。

次の14款2項1目、総務手数料の予算額6,000円は、自治会等への地縁団体証明書等の交付に要する手数料でございます。

次の、15款2項国庫補助金、1目総務費補助金の予算額400万円は、青瀬地区コミュニティセンターの耐震補強工事にかかわります住宅建築物安全ストック形成事業補助金補助率が3分の1でございます。

次に、16款3項県委託金、1目総務費委託金の予算額146万5,000円は、県の広報紙、県政かわら版、県議会だより等の配布に伴う事務委託金及びNPO法人の認証事務等の権限委託に伴います事務委託金でございます。

次に、17款1項2目、利子及び配当金の予算額、10万1,000円は、市民活動支援基金の利子収入でございます。

次に、19款1項61目、市民活動支援基金繰入金の予算額1,810万3,000円は、コミュニティ推進費の地区コミュニティ活性化事業補助金、市民活動支援補助金のほか、環境課の花いっぱいまちづくり推進事業及び建設整備課の公園管理事業費の財源として市民活動支援基金から繰り入れるものでございます。

最後になります。

21款5項4目雑入で、次ページにかけて記載してありますが、予算額2,307万9,000円は、コミュニティセンターや集会所等の自動販売機などの電気料実費収入、また自治総合センターが宝くじの普及広報事業として実施しておりますコミュニティセンター助成事業及び一般コミュニティセンター助成事業助成金などが主なものでございます。

以上で、コミュニティ課分に関する平成29年度予算についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（下園政喜）ありがとうございました。

ここで休憩します。

再開は、おおむね3時15分とします。

~~~~~

午後 3時 休憩

~~~~~

午後 3時13分開議

~~~~~

○委員長（下園政喜）休憩前に引き続いて会議を開きます。

ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（中島由美子）男女共同参画政策費の概要というところで、いろんな会議が多いんだと思うんですが、その中で、ひとみらいミーティングで、20代から30代の男女を20人程度ということなんですけど、もう4月1日から始めるとい

うことですから、ある程度人員が固まっているのかどうか、まだ今からなのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○課長代理（上口敬子） ひとみらいの人員ですけれども、おおよそ20名程度を考えておりました、公募委員と子育て関連の団体からの推薦の二つの方法を考えております。

公募委員につきましては、3月25日の広報紙のほうで公募をかけておりました、4月10日までの公募期間と設定させていただいております。

○委員（中島由美子） 任期が4月1日からだけど、まだ4月10日までということは、そこからまたしっかりと人選はされるということですね。

そして、ここでいろいろ話し合われた声を事業へ反映させていくということが書いてあるんですけども、いろいろいい意見が出てくれば、しっかりとまた事業に生かしていけるという考えでいいですね。

○課長代理（上口敬子） およそ事業のスケジュールとしまして、来年度事業の予算編成が庁内では10月ぐらいから始まりますので、それまでには皆さんの話し合いの中である程度固めていただくという形で事業を進めていきたいと思っております。

○委員（中島由美子） じゃあ、本当に若い方々の率直な意見が聞けるようにと思います。

あと、もう一ついいですかね。

これだけ男女共同参画というか、女性の活躍ということで、いろいろ情報発信やら会議をされていくんですが、一番大事なのが、やはり経営トップの方、管理職の方、男性と言っているのかなと思うんですが、その意識の改革かなと思うんですね。大方は多分わかっておられるんだと思うんです。頭の中ではわかっておられるんですが、それをどう生かしていくのかということが本市の課題じゃないのかなと私自身は思っているんですね。大方多分、男性の方々はわかっているんだと思うんですよ。

だから、そこらあたりがダイバーシティマネジメントセミナーでできるのかなと思うんですが、このセミナーは、300万ですかね、お金も使いながらされるので、いろんな講師を使うと思うんですが、どんなことをちょっと考えておられるのか、少しお考えがあったらお示してください。

○課長代理（上口敬子） ダイバーシティマネジ

メントセミナーの運営についてなんですけれども、こちらのほう国の内閣府の地域女性活躍交付金というのがございまして、こちらの補助率が2分の1なんですけれども、この事業を利用しながら、したいと考えております。

女性を対象にするセミナーが3回ほど、女性自身が自分自身に自信をつけて、そして横のネットワークを図るというセミナー、もう一つのコースが先ほどから委員がおっしゃるような経営トップの意識改革を図るための経営トップだったり管理者層であったりというところのニーズに応じたものを2回する予定でおります。

○委員（中島由美子） 本当に薩摩川内市も半分以上、女性のほうが多分多かったと思うんですけど、女性たちでやっぱり埋もれた人たちもいるんじゃないかなと。本当にまだまだいろんな力を持っているらっしゃる方がいるんじゃないかなと思うんですね。そういう方々が本当に出てこれるような、そういう感覚がある方々がふえていくことを願いますので、いいセミナーを開催してください。

以上です。

○委員長（下園政喜） ほかにありませんか。

○委員（今塩屋裕一） 予算調書の集会所、そして地区コミ管理改修工事業、これスマコミライトを集会所だったり、地区コミにつけていると思うんですけど、今後予定として何基ぐらいつけて、そしてどれぐらいの年度でどれぐらいつけて、そして光熱費、相当集会所のそういった経費がかかっている分があるんですけど、今後はどれぐらいが予算として浮いてくるのか、それがわかれば教えてもらえればと思います。

○コミュニティ課長（十島輝久） スマコミライトの設置は、商工政策課がやっていますので、ちょっと光熱水費とかそういうところはわからないんですが、今、コミュニティセンターで設置してあるところが、地区災害対策詰所ということで、32カ所、地区コミにはつけてあるということで、聞いております。

詳細については、申しわけありません、それ以上は把握しておりません。

○委員（今塩屋裕一） それをつけて、地区コミの自治体で経費がどれだけ浮くかというのは、わかりますかね。

○コミュニティ課長（十島輝久） コミセンの場合は、地区コミ協議会のほうに指定管理をお願い

しておりますので、その辺で電気料が実績として挙がってきたときには、考慮したいと思っておりますが、現時点では、まだそこまで把握していないというのが現状です。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（坂口健太）2点、私から質問させていただきます。

1点目は、先ほどの中島委員の質問にもありましたが、ひとみらいミーティングの件についてです。

ひとみらいミーティングが開催されると思うんですけども、例えばこういった日時で開催されるのか、いろいろ各種会議あると思うんですけども、やはり子育て世代とか市民目線の意見を取り入れるために、例えば平日の昼間とかの開催されたら、なかなか参加しづらい方々もいらっしゃると思うので、これはこういった時間帯で開催されるのかということをお教えください。

もう一点です。市民情報サイトについてです。

予算調書に書かれている市民情報サイトが何を指すのか、ちょっと私、わかっていないんですけど、例えば、今各コミ協で「コミ協だより」とかをアップロードして情報を発信しているものを指しているのかということをお教えいただければと思います。

○課長代理（上口敬子）ひとみらいミーティングの開催の時間帯ということで、御質問いただきました。

御質問があったように、働いていらっしゃる世代がほとんどだと思いますので、参加しやすいということで、私たちも想定としては、土曜、日曜日の昼の時間帯ということで想定はしておりますが、集まられた皆さんの意見を聞きながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

○コミュニティ課長（十島輝久）情報サイトの御質問でしたが、薩摩川内市市民活動情報サイトというサイトを立ち上げております。そちらのほうに地区の情報、お知らせ、市民活動団体やNPOにも門戸を広げているんですが、なかなかそちらはないんですけど、地区コミの情報については、そのサイトのほうで逐次コミ協だよりを出されたりとか、イベントなどのお知らせなどをされてお

りますので、ぜひ活用いただければと思います。

以上です。

○議員（坂口健太）ひとみらいミーティングについては、なるほど本当にそのとおりで、ぜひとも幅広い意見が取り入れられるような形で開催をしていただければと思います。

2点目の市民情報サイトについてなんですが、各コミ協で、すごく利用状況にばらつきがあると思っております、例えば一つのコミ協では、もう定期的に情報を発信しているところもあれば、全くこの情報サイトが運用されてから、情報を発信していないようなところもあるので、それらの各コミ協に対してこういった形で市民情報サイトを御利用くださいといった運用状況というか、そのあたりをお教えいただければと思います。

○コミュニティ課長（十島輝久）おっしゃるとおり、地区コミで大変ばらつきがありますし、コミ協だよりを全然出さないところもございます。

市としたらお願いしているわけですが、なかなか強制もできない状況、またはコミ主事、または職員のほうでそういうノウハウがなかなかない方とかいらっしゃると思いますので、定期的に研修は行うようにはしているんですが、濃淡があるのは事実で、今後、そこらを平準化できるように研修はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（井上勝博）2点、男女共同参画のことで、企業表彰などをされるということなんですが、その女性の賃金の差別というのがありますよね。同じ仕事をしているんだけど、男は幾ら、女は幾らというふうになっている企業はまだあるんじゃないかなと思うんですけども、そういったことも表彰する際には、検討されるのか。

また、市内の事業者の実態はどうかということをお教えいただきたいということと、もう一つは、この防犯灯ですが、LEDにすると相当消費電力が節約されて、たしかこれは設置するときは補助金で自治会もお金を出して、市が補助を出してやるんだけど、維持費は自治会が維持費を出している。しかし、LEDにすると、その維持費を相当安くできるんじゃないかというふうに思うんですね。

このLEDを設置するときコストがかかるということで、控えている面があるかもしれません

けれども、それはもう市が少しLEDを推奨するという形にして、消費電力を少ないほうにしたほうがもう自治会の人たちは助かるわけです。これは霧島市では、そういったことも検討していると聞いているんですが、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○コミュニティ課長（十島輝久） まず、男女共同の表彰の関係につきましては、これから内容については検討していきたいと思いますので、どういふものを表彰の評価の対象にするのか、契約検査課とかそういうところとも協議が必要かなというふうに思っていますので、これからのことだということ御理解いただきたいと思えます。

それと、防犯灯のLED化に対する補助ということですが、平成24年ぐらいからLED化の補助については単価を補助額を1万円から1万2,000円に上げるという手だてをして、なるべくLEDに変えるようにという手だては行っています。

それと、250万ぐらいしか当初予算でもらえなくて、防犯灯をなかなか一気に10基、20基かえるとしても、そこだけに補助金がいってしまうので、制限していた時代があったんですが、最近LED化を進める自治会が多くなってきていますので、本年度は800万円の予算をとりまして、全ての要望に対して対応できるような形で一応予算確保には努めております。

以上です。

○委員長（下園政喜） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第36号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（下園政喜） 次に、所管事務調査を行います。

まず、今回、当局からの報告事項はないようです。

それでは、これより、所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一） 今後、地域に集会所等を売却して、その地域で見てもらうといった集会所というのが今幾つぐらいあるのかなということ、そのときには例えば修繕をして、どういった状態

までして渡すとか、やっぱりそういうのが今出ているのであれば。例えばトイレ改修だったり、トイレは和式のトイレが多分多いと思うんですけど、洋式に変えたりとか、そういった要望とか、いろいろ意見が出ていて、総額全体を見たときにどれぐらいなのかというのがわかれば、ちょっと教えてもらえればと思います。

○コミュニティ課長（十島輝久） コミュニティ課が所管します集会所についてですが、全体で19カ所ございます。

今回の樋脇地区の3集会所を含めまして、これまで27年度、28年度で13集会所を譲渡を終えております。

今後、譲渡を計画する集会所につきましては、川内地区の平佐西集会所を30年度までということで、計画にのっていますので、その1カ所と、5集会所を譲渡をする予定でございましたが、東郷地区については、国の財産処分申請が不調に終わりまして、若干見直し、または先送りをしないといけない状況になっております。

この東郷地区についても地元の詳細を得ておりますので、県を通じて国には財産処分の申請を早くしてくれということをお願いはしていく予定ですが、ちょっと見通しが立っていないというのが状況でございます。

ですから、今後は6集会所を譲渡する方向で計画をしております。

改修の考え方については、これまでの13集会所もですけど、いろんな地域の声があるもので、なかなか統一的な改修ができないということで、譲渡交付金という形で譲渡の際に交付金をお渡しして、屋根の補修、屋根の瓦の塗装とか、壁の補修なんかはしていただくということで、今回の塔之原の樋脇の3地区で1カ所当たり200万円をお渡しして、当面の補修費ということで、交付金で支払うこととしております。

そのほか、あと登録免許税がかかりますので、その分も市のほうで3カ所で50万円程度になりますけど、それも上乗せして払うようにしております。

以上です。

○委員（今塩屋裕一） 年数がたっている集会所とかもあると思うんですけど、この辺は耐震とかは大丈夫なんでしょうか。耐震にしてもアスベストにしても、大丈夫なんでしょうか。

○コミュニティ課長（十島輝久）耐震のほうは診断をしてありますので大丈夫ですが、築年数につきましては、築年数加算ということで、築年数に応じて年数掛ける5万円という形でやっておりますので、なるべくそういう形で古いのについては、公金が多くいくような形の交付金制度にはしております。

以上です。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）先ほど言えばよかったんですけど、男女共同参画の表彰問題では、男女の賃金格差というのは、これは本当に指標だと思うんですよ。同じ仕事をしているのに賃金が違う。これはもう差別そのものですからね。

だから、これはきちっとしていただきたいなということをおっしゃいます。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

○議員（帯田裕達）ゴールド集落の数字を今見ているんですけど、去年と比べても15増、あと5年、10年後にどのような推計でいくのか、わかっていたらお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）将来の見込みは余り試算はしていないんですが、平成22年度にゴールド集落の制度を立ち上げて、そのときに78自治会でしたので、約倍に現在なっている状況です。最近、3年間を見ますと、やはり15自治会ほど伸びてきていますから、10年後となると相当数伸びるのかなという気はしております。

申しわけありません。

○議員（帯田裕達）市当局としてゴールド集落に係る自治会の適正規模の世帯数、役員選出とか、自治会で祭りをするとか、いろんな行事を含めて適正規模をどれくらい見ていらっしゃるのかというのと、それから、小さな8世帯とか10世帯もあるわけですね。もちろんそれはゴールド集落につながっていると思うんですけど、なかなか役員をするのももう大変だと、市比野地区もそうだったんですが、自治会の合併とか進めていく中で、なかなか昔からの私利私欲、いろんなことがありまして、だからなかなかうまくいかないんだけど、もうそろそろ行政指導といいますか、行政のほう

からもこういうふうに適正規模が50世帯とか60というのがあるんだったら、それに近づけるように、誘導じゃないですけども、そっちのほうに何とか補助金がたくさん出るような形でしていかないと、自治会の運営がうまくいかないとコミュニティの運営にやっぱり響いてくるんですね。地区コミュニティ協議会は、今組織的には、自治会の上に冠かぶしたぐらいのものでありますから。自治会が運営がなかなか難しいと、役員をコミュニティのほうもできないということが出てきますので、その辺はどのように考えていらっしゃるのかなということですよ。

○コミュニティ課長（十島輝久）標準というか目標、市のほうで自治会運営説明会で自治会長さんを集めて説明をする中では、市の自治会数が現在572ございますので、それを全体世帯数として、大体60世帯ぐらいを標準としてそういう形の自治会がベターですよっていう説明はしております。

あと、自治会の合併についてでございますが、議員がおっしゃるとおり私も何回か合併の協議に入っている話をするんですが、やはりどうしても中には反対する方がいらっしゃって、地域の中でうまくまとまらないという状況があるのは十分認識しております。

おっしゃるとおり、今後は合併に対して何らかの形で方策をしないと、どんどん、どんどん少ない自治会がふえるのかなというところがございまして、今後の検討としてなるべくそういう行政主体でできるのか、それも含めて地区コミやそういうところと協議はしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議員（森満 晃）済みません、関連しまして今ゴールド集落について、今この高齢化率60%以上が今これ52自治会あるということで、この一般的なゴールド集落とこの重点支援地区とのこの違いというのがあったら教えていただけますか。

○コミュニティ課長（十島輝久）定義は高齢化率で60%以上ということで、補助金の関係でっておっしゃれば、重点支援地区になりますので、ゴールド集落の重点支援地区につきましては、高齢化率に応じて2万円から5万円まで均等割がございまして。

それに加えて、世帯割として世帯数掛ける

1,000円を掛けた額を交付金として支払っております。補助金ですね。補助金として支払っております。

ですから、仮に60から70%未満のゴールド集落でありましたら、基本額2万円プラス世帯数掛けるの1,000円ということで補助金を出しております。

以上です。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

以上でコミュニティ課を終わります。御苦労さまでした。

△情報政策課の審査

○委員長（下園政喜）次に、情報政策課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（下園政喜）それでは、審査を一時中止しておりました議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）情報政策課の平成29年度施策概要について御説明申し上げます。

平成29年度は、地域情報化推進と情報推進基盤の整備促進、情報セキュリティ対策の強化、マイナンバーを利用した情報連携の3点を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

概要書の43ページをごらんください。

上段の総合防災センターネットワーク等整備事業は、現在建設中の防災センターと本庁との間にLANを敷設し、災害対策本部会議等に供するテレビ会議システムを導入するものであります。

中段の光回線ブロードバンド整備事業は、入来工業団地に電気通信事業者が設置する光回線の整備費用を市が負担し、ブロードバンド環境を整備するものでございます。

下段の社会保障・税番号制度整備事業は、本年7月に予定されております地方公共団体のマイナンバーを利用した情報連携システムを整備するものでございます。

以上であります。

この後、予算内容につきましては課長が説明い

たしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（下園政喜）それでは、当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（瀬戸口良一）情報政策課でございます。

初めに、歳出から説明いたします。

予算調書の110ページをお開きください。

まず、上段になります。

事項、地域情報化推進事業費は、地域情報化施策の推進とこれまで整備しました公共施設、学校や地区コミュニティセンターなどの光ファイバー設備等の維持管理経費に係る経費9,704万円であります。

経費の主な内訳は、県自治体セキュリティクラウド運営や光ケーブル保守点検業務委託など、国、県、市町村ネットワーク等内部ネットワーク維持管理経費のほか、県電子自治体運営委員会や職員研修負担金のほか、部長が冒頭で説明しました入来工業団地光ブロードバンド及び防災センターネットワーク整備に係る経費などであります。

次に、同ページの下段になります。

事項、情報管理費は、行政情報システムの安定運用に係る経費と、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係る経費2億2,158万5,000円であります。

経費の主な内訳は、業務サポートSE運用業務委託など、基幹系システムの運用に係る委託料のほか、地方公共団体情報システム機構等負担金や職員研修負担金のほか、部長が説明しました平成26年から年次的に整備しておりますマイナンバー制度の整備事業費と情報セキュリティ対策に係る経費などです。

なお、マイナンバー制度の整備事業につきましては、最後に委員会資料で整備状況などを説明いたします。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の21ページをお開きください。

1行目、財産運用収入、1目財産貸付収入76万2,000円は、移動通信用鉄塔施設伝送路の貸付収入であります。

次の雑入、4目雑入7万3,000円は、本庁と水道局間の光ファイバー使用に係る受入金であります。

次に、委員会資料でマイナンバー制度における今までの取り組みと整備状況を説明しますので、

資料の12ページをお開きください。

まず、事業概要であります。この事業は複数の公的機関において機関ごとに任意の番号を付して管理している同一人の情報を関連ひもづけし、情報提供ネットワークを介した情報連携を行う仕組みを構築しようとするものであります。

2、3はその整備スケジュールの状況と予定であります。表にありますとおり平成29年7月から情報連携開始の予定で、平成26年から住民記録、税、福祉等各システム改修など、3カ年かけて構築してきており、現在は総合運用テストを本市、鹿児島県、鹿児島市の3団体の間で実施している現状であります。

4には、情報連携システムのイメージ図を記載してあります。

図の左、白塗りの自治体の枠内がここにあります。市役所になります。右の黒塗りの部分が外部になります。黒塗りの右上の住基ネットとは、以前から矢印のつながりで連携稼働しております。7月からは右下の部分、市役所内の番号連携サーバを開始、中間サーバーと連携し、各国、県、市町村等で情報連携、照会ができるようになる予定であります。

また、子育てワンストップ、いわゆる窓口に来なくてもインターネットで15の申請のできる仕組みを現在、県電子自治体運営委員会の中で検討中であります。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川畑善照）住基ネットのカードと、それからマイナンバーのカード。これはどちらでも今のところ将来的にも使えるんですかね、全国的に。

○情報政策課長（瀬戸口良一）住基カードの管理については市民課になるんですけど、住基カードについては有効期限までは使えます。有効期限が切れますと使えなくなるという形になるというふうに聞いております。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）入来はこのブロードバンドの環境を整備するのに500万円ってことなんですが、これは容量というのがあると思うんですが、例えば何回線ぐらいまでつなぐことが可能というふうな見積もりなんでしょうか。

○情報政策課長（瀬戸口良一）入来の工業団地内に誘致する企業は全てカバーできる規模というふうに考えております。ですから、サービス内容としては、もう民間が通常提供する企業向けのサービス等のサービスになります。

○議員（井上勝博）こういうふうにブロードバンドで光ファイバーを500万円程度でできるといことであるならば、地域が光ファイバーを求めているところって多いわけですよ。先ほどもありましたように、テレワークシステム、テレワークというか仕事を持ってきてもインターネットがなくてできないっていうような声なんかもあって、市が独自にこのぐらいの予算でできるのであれば、一定の地域をカバーするようなことっていうのは今後検討はできないんでしょうか。

○情報政策課長（瀬戸口良一）今現在情報通信基盤の中でそのことは今年度検討しております。

やはり、まず本土になりますけど、本土が光を全家庭配備すると18億円から25億円かかります。それにプラス本土の地区コミュニティですね。その中心部だけなると7億円で敷設できます。それと、甌島になりますと4億円という試算が出ております。

ですから、そのような中で市民アンケートもとっております。5割の人がインターネットを使っております。今後3割の人は使いたいということをおっしゃっております。その中で、ほとんどがアンケートの中の結果を見ますと、やっぱりスマートフォンとかタブレットとかそういうもので、メール、災害情報などを主に見てるといった環境になっています。

ですから、光を敷設しないじゃないですけど、今後やはり無線を中心としたものの中で、やはり先ほど言いました入来工業団地みたいに企業を、必要とする企業をつくっていく必要があると考えております。

ですから、ことしも来年もこのことについては検討していく予定でおります。

以上で説明終わります。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。ほかに

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。
ここで議案第36号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（下園政喜）次に、所管事務調査を行います。

まず今回、当局からの報告事項はないようです。

それでは、これより所管事務についての質疑に入りまいります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。
以上で情報政策課を終わります。御苦労さまでした。

△広報室の審査

○委員長（下園政喜）次に、広報室の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（下園政喜）それでは、審査を一時中止しておりました議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、広報室の平成29年度施策概要について御説明申し上げます。

平成29年度は、広報広聴活動のさらなる充実を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

概要書の44ページをごらんください。

上段の広報事業は、広報薩摩川内及びお知らせ版の発行、FMさつませんだい等での広報活動に要する経費でございます。

中段の広聴事業は、まちづくり懇話会や市政モニター活動を行うことにより、市民意見や要望を市政に反映させる事業でございます。

以上であります。

この後、予算内容につきましては室長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下園政喜）それでは、当局の補足説明を求めます。

○広報室長（屋久弘文）広報室でございます。
歳出予算から説明をいたします。

広報室の予算は、予算調書の111ページをごらんください。

まず、上段の事項、広聴活動費は、市政モニター制度やまちづくり懇話会などの広聴活動に要する経費46万3,000円です。

経費の主な内容は、市政モニターの出会謝金並びに出会旅費であります。

なお、平成29年度のまちづくり懇話会は、川内地域の6中学校区と里・上甌地域、そして平成28年度に開催できなかった下甌・鹿島地域の合計8会場での開催を予定しておりますが、これに要する旅費16万6,000円も計上しております。

次に、下段の下の段の事項、広報管理費は、広報薩摩川内及びお知らせ版の発行など、広報業務全般にかかわる経費でございます。

内容として、広報委員会等旅費の6万6,000円は、市民目線の広報誌を目指すことを目的として、公募によります6名の広報委員で年3回開催します広報委員会に係る経費でございます。

次の広報薩摩川内と印刷製本費2,060万4,000円につきましては、月2回発行の広報薩摩川内と同お知らせ版に要する経費が主なものです。

次に、広報紙等作成DTP業務委託等の1,024万5,000円につきましては、広報紙の更正デザイン等を行うDTP業務に係ります経費のほか、駅ビル情報表示板のコンテンツ制作業務委託などがございます。

このほか、DTP用パソコンの賃借料や日本広報協会への負担金でございます。

なお、補助金につきましては計上はございません。

次に、歳入予算の説明をいたします。

予算調書の22ページになります。

広報室所管の歳入につきましては、21款5項4目の雑入で179万8,000円の予算を計上してあります。

これは、主なものは広報紙等広告掲載収入の151万6,000円で、これは広報薩摩川内の各月の10日後に掲載をいたします広告の広場と市

ホームページ上でのバナー広告に係る広告料の収入でございます。

以上で広報室所管の歳入歳出予算についての説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（下園政喜） 当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） 質疑はないと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃） 済みません、この広報薩摩川内の製本に係る金額で、これ見ますと本市の特産である竹パルプを原料とするということで、これを竹パルプを使用することと普通の紙を使用するのとであれば、そのやっばり差額というのがあるんですかね。

○広報室長（屋久弘文） 竹パルプ、10%使用の竹パルプの紙を利用してありますが、当初は費用のほうが竹パルプのほうが高かったんですが、中越パルプさんに企業努力していただきまして通常の紙と同額にさせていただいたということで、竹パルプを活用するようになったと聞いております。

○委員長（下園政喜） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第36号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（下園政喜） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○広報室長（屋久弘文） 広報室からは、平成28年度の広聴活動について報告をさせていただきます。

企画経済委員会資料の13ページをお開きください。

初めに、まちづくり懇話会についてであります。

懇話会は2年間で市内を一巡いたしますが、本年度は本土4支所地域と下甌・鹿島地域の5カ所での開催を計画しておりましたが、先ほども触れましたが、下甌・鹿島地域は7月に設定していたんですけれども、天候不良のために開催できず、その後も日程調整がつかなかったために、結果4カ所での開催となりました。

参加者数は、各会場での多寡はありますが、

4会場合計で387名の参加をいただきました。

次に、市政モニターについてであります。

広く市民の声や地域の意見、提言を市政に反映させるために、市政モニター制度を設けておりますが、本年度はごらんとおりの公募と地区コミュニティ協議会からの合計69人に委嘱をいたしました。

2回のアンケート調査を実施しましたが、回答率はいずれも90%を超え、高い回答率となっているところでございます。

次に、資料の14ページをお開きください。

最後に、パブリックコメントについてであります。

本年度7件を予定し、全てが終了いたしておりますが、それぞれに寄せられた意見数は資料記載のとおりでございます。

パブリックコメントにつきましては、事前に広報紙でお知らせをし、その後にホームページに掲載、また支所などにも配置いたしておりますが、案件に対する市民の関心の度合いによって、意見数にも多寡があります。特に、本年度の案件については、結果としてほとんど意見は寄せられませんでした。

しかし、寄せられた意見につきましては、それぞれ所管課でしっかりと検討した上で一部は計画等に反映をされております。

以上で広報室の説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○委員長（下園政喜） ただいま当局の説明がありました。このことも含め、これより所管事務についての質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 市政モニターが非常に高い回答率ということなんです。そもそも対象がそんな多くはないんですね。どういう方々を対象にしたってということなんです。

○広報室長（屋久弘文） 資料のほうにも記載してございますように、一応地区コミュニティ協議会のほうから1名ずつ推薦を先にいただきます。

48地区ございますので、そこが48名。それ以外には広報紙等で公募いたしますが、なかなか公募も十数名とかいう人数は集まりませんで、公募プラス、あとまた各支所に推薦できるような方を

お願いしてそういう方々を含めて21名を公募という形で扱わせてもらって、合計で69名に委嘱しているところであります。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

以上で広報室を終わります。御苦労さまでした。

△新エネルギー対策課の審査

○委員長（下園政喜）次に、新エネルギー対策課の審査に入ります。

△議案第23号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（下園政喜）まず、議案第23号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○新エネルギー対策課長（山口 誠）それでは、議案第23号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、資料は議会資料、企画政策部の5ページとなります。5ページをお開きください。

今回の条例改正は、薩摩川内市天辰地区スマートモデル街区整備計画審査委員会の設置に伴い、薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を制定するもので、審査委員会の設置の目的としましては、天辰第一地区土地区画整理事業地内の市有地をスマートタウン、本市では下記の米印のように定義しておりますが、スマートタウンとして活用する要件を付して売却することによりまして、民間活力によるスマートタウンとしての整備を図ることとしております。

売却に当たっては、公募により事業提案を受けて事業者を選定することとしており、公募の段階から提案内容の評価に至るまでの間において、専門的知見が必要であること、また透明性、公平性の観点から学識経験者を含めた事業者選定等のための審査委員会を附属機関として設置しようとするものであります。

売却物件の位置につきましては次のページのとおりでありまして、22ブロック、天辰町で3,357.43平米の土地、雑種地と、57プロ

ック、同じく天辰町2万7,688.57平米、雑種地を一括して売却いたします。

委員会の構成としましては、学識経験者等8名以内で、今後のスケジュール予定は資料記載のとおりであります。

以上で議案第23号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）幾らで売るとのこと、それからよく民間がつくった宅地っていう、この場合は恐らく家を建てて売るといふうに理解してるんですが、道路なんかを市道になつてなかったために後で大変なことになってるとかいうケースなんかも出るわけですが、そこら辺の考え方を教えていただきたいと思えます。

○新エネルギー対策課長（山口 誠）今回の事業につきましては、二つの区画を一括で提案をいただいた方に、審査委員会を経て提案として優秀な提案をしていただいた事業者に一括して売却するものでありまして、あとおっしゃるとおり、あとその分譲につきましては一括提案された方たちが分譲されると。

購入される土地というのにつきましては、内容も含めて提案をしていただくという形で今後審査をしていくということになります。

○新エネルギー対策監（久保信治）若干補足いたします。

まず、今更地でございますので、議員のおっしゃるとおり今そこに道路を入れたり、造成をしたり、かさ上げしたり、そういった空地をつくったりというふうなことになりますので、最終的にはこの今天辰地区の土地の売価に近い形、建てた形に近い形で売り渡すという形になりますので、値段がべらぼうに高いとか安いとかいう場合では売りにくいということになりますので、今のところは売価というのは提案という形になっていきますけれども、道路については最終的には市道にさせていただくというような提案も含めて、全体の造成に

幾らかかって市道に編入してどうなるかといったようなものを提案をしていただくという考え方でありますので、今のところ最終売価が幾らかというのには提案によるっていう形になりまして、まだわからないというような状況でございます。

○議員（井上勝博） そうすると、今のコンベンションみたいに町の構想を事業者が提案して、土地の価格はこのぐらいにしてくれていうふうに事業者のほうからこの土地の価格を提案してくると、そういうことですかね。

○新エネルギー対策監（久保信治） 今現状の鑑定額というのがございます。これを単純に普通に売った場合の価格というのがございますので、その価格については公表しつつ、その価格をもってどういうふうに造成して町をつくっていった、街区をつくっていったらば、こういうふうな提案になりますというふうな形で御提案があるというふうに考えております。

最終的には、今私どものが提案してる価格より高く買っていただくというのが一番いいわけですが、それよりも安くしないとできないという場合も考えられますので、そういったどういった提案が出てくるかというのは、また審査をしながら検討していくということになります。

以上です。

○委員長（下園政喜） よろしいですか。ほかにありませんか。

○議員（持原秀行） あそこは57ブロックですかね。2万7,000平米ぐらいあるところ。あそこはある程度高低差が非常にありまして、これ以上やはり造成とか、今基本的には区画整理したところは盛り土をするなという形の中で皆さん建物建てていらっしゃるんですね。

そういう意味の中で、やっぱりそういうところまでやらないと、ある程度道路高から相当高いところもありますので、やっぱりそういうところで余りにもかさ上げされて周囲とのバランスがとれないようなやり方をしてもらえば非常に困りますので、そういうところもしっかりと目配りしながら売却に当たってはやっていただきたいなと思いますし、もう一つだけ、もう前々から言ってるんですが、この2万7,000平米のところは、従来どおり合併浄化槽で推進されるんですか。

○新エネルギー対策課長（山口 誠） 今まで答えてますようにというか、今回やっぱり先ほど

説明しましたように、提案公募の形で考えておりますので、提案のあったところで審査委員会にかけて審査をするという形で進めていくということになっております。

○新エネルギー対策監（久保信治） 盛り土の高さにつきましては、おっしゃるとおりかなり大きな道路に面してかなり盛り土がされておりました、後ろ側の従来のほうの高さに合わせた形で平地が今つくってありますので、基本的にこれ以上もう盛り土をするというのは、向こう側にとっても、造成する側にとってもコストにはね上がっていきますので、そういった高さ制限みたいな形も含めた提案も審査の内容に盛り込んでいきたいというふうに検討してまいります。

それから、御指摘の合併浄化槽にするか、もしくはここをコミュニティプラントといったような提案もあると思いますので、そこにまた次世代エネルギーの最先端の技術等を入れていただく等を考えながら、何かそこを採点の材料にしながらいきたいと。

さらには、下水道課とも協議は進めておまして、例えば下水道課と一緒に延伸とかそういったほうの検討もできないだろうかということも含めて今協議はしてるところでございます。

以上です。

○議員（持原秀行） その大きなところはそれでよしとしても、この22ブロックの33アールのところ。このところは、恐らくコミプラとかこれもできないんですね。

ですので、近辺にずっと前、後ろ、全部もう宅地が張りついておりますので、やはりそういうところからあんまり奇抜な形の中でやってもらえば、非常に地域としてもバランスが崩れてくるということもありますので、ぜひそういうところも頭の中に入れながらやっぱり進めていただきたいなと思いますし、モデルとなるようなところが広がっていくように、また努力してください。

○委員長（下園政喜） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（下園政喜）次に、審査を一時中止しておりました議案第36号一般会計予算を議題とします。

まず、新エネルギー対策監に概要説明を求めます。

○新エネルギー対策監（久保信治）それでは、新エネルギー対策課の平成29年度当初予算につきましては、本年度に引き続き次世代エネルギービジョン行動計画を確実に実施する年度、そういった年度に入っておりますので、ビジョンに基づく具体的事業を着実に推進するために予算を上程したところでございます。

それでは、予算の概要の36ページをお開きください。

新エネルギー対策課分は36ページの2段目から38ページの2段目までの7事業を掲載しております。うち新規事業は1事業でございます。

まず、36ページの次世代エネルギーPR事業は、次世代エネルギーを活用したまちづくりを図るために、市民の理解促進や意識開発を図ることが重要ですので、次世代エネルギーフェア、FMさつませんだいを活用した普及、出前授業で活用しておりますブックレット等を印刷するなど、行政と市民のパートナーシップを構築し、推進することを目的として予算計上しております。

次に、下段の地球に優しい環境整備事業では、次世代エネルギー設備等を導入する市民に対しての導入経費の一部を補助することにより、普及を目指すものでございます。

非常時には、太陽光や蓄電池を活用することで御家庭の御近所の方の電源を確保することも可能でありますことから、自助、共助、公助のうち自助、共助の部分を補うものとして活用できることも有効であるということで、昨年度と同じように引き続き計上しております。

次に、めくっていただきまして、37ページの

上段の甌島蓄電池導入実証事業でございます。

再生可能エネルギーによる発電設備の接続拡大を目指しておりまして、蓄電池システム及び太陽光発電を設置して接続環境を整備するモデルを実証するもので、これまでの実証分析結果をもとに事業モデルを確立を目指しております。

昨年3月には、無事に実系統に蓄電池を独立してつなげることに成功いたしました。これは世界初の実証の試みということとなっております、この実証は業界の国内外からも注目されておまして、業界、行政、大学などの視察も多く、特に産業観光としてシティセールス課とも協力しております。

最終的には、このモデルを甌モデルとしてパテント化して何とか事業としてお金を生み出すことができないかというふうなことを検討してまいりたいというモデルであります。

続きまして、新規事業の中段のスマートタウン構想推進事業では、天辰第一地区土地区画整理事業地内の市有地をスマートタウンと利活用することを付して売却するというところでございます。先ほどの説明のとおりでございまして、用地に係る審査会と管理費を計上したものでございます。

それから、下段のLED街路灯導入事業は、120基設置しましたメード・イン・薩摩川内のLED等のリース代です。

それと、昨年度実施しました既存の市が所有している街路灯2,272灯を調査しまして、その現地調査の結果に基づきまして交換した949灯、これをLED化しました。そのLED化しました街路灯のリース料を計上したものでございます。

次に、38ページ上段の竹バイオマス産業都市構想推進事業は、本市及び本県の地域資源でもあります竹に着目しまして、既存の収集処理システムを構築し、エネルギーの利用などの地域システムを目指すとともに、例えばセルロースナノファイバーなど、新しい産業材、それから生活資材の展開などの可能性を探る推進として予算を計上するものでございます。

最後は、中段の次世代エネルギー推進事業補助事業で、事業者の初期段階の投資を軽減するため、発電事業を実施することによって増加しました土地等の固定資産税相当分を計算式としまして、3年間100万円を上限に交付する事業でございます。

これで予算の概要について説明を終わります。
よろしくお願いたします。

○委員長（下園政喜）それでは、当局の補足説明を求めます。

○新エネルギー対策課長（山口 誠）それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会予算の新エネルギー対策課分について説明いたします。

まず、歳出予算については、予算調書の102ページになります。102ページをお開きください。

2款1項6目、事項、次世代エネルギー推進費の2億6,492万8,000円は、次世代エネルギーの推進に係る経費であり、経費の主な内容は右の欄のようになります。

行政事務嘱託員1名は、次世代エネルギーのPR業務に係る雇用のほか、先ほど説明いたしました天辰地区スマートモデル街区整備計画委員の報酬であります。

委託料については、竹バイオマス産業都市構想推進事業支援業務委託等であります。

工事請負費については、甑島蓄電池実証設備周辺整備工事などであります。

また、負担金は、鹿児島県小水力利用推進協議会負担金及び甑島蓄電池導入共同実証負担金を、補助金については、地球に優しい環境整備事業補助金と次世代エネルギー事業推進補助金を、積立金については、次世代エネルギー推進基金利子積立金を計上しております。

次に、歳入予算についてでございます。

予算調書の18ページをお開きください。
18ページでございます。

17款1項2目財産運用収入の利子及び配当金5万6,000円は、次世代エネルギー推進基金の利子収入であり、2行目、19款1項65目基金繰入金4,000万円は、次世代エネルギー推進基金の繰入金であり、3行目のからの21款5項4目雑入の3,692万円は、総合運動公園、スマートハウス、甑島蓄電池導入事業の太陽光発電売電収入と小鷹水力発電所余剰売電収入及び充電インフラ普及プロジェクト設置権利金と貸付車両の保険料負担金であります。

以上で、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算について説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

ます。

○委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）蓄電池導入共同実証事業についてですが、電気自動車に使われていた中古のバッテリーなどを集めて太陽光で発電したものをそこに蓄電して、それを家庭用の発電所にしたりという実証試験っていうふうな理解してるんですが、世界初とおっしゃったんですけど、そんなに何かすごい技術なんですか。ちょっとその辺がよくわかりません。

○新エネルギー対策監（久保信治）今おっしゃったように、太陽光発電で発電したものを一回蓄電池にためて系統につながるといったものはしょっちゅうやられているような事業でございますけれども、そこはまず普通に成功いたしました。

これが蓄電池がいわば電気自動車で使い終わった電池という珍しいということもあまして、これは世界でも何例かあるということです。太陽光から蓄電池、系統と。

これをそれぞれ太陽光から系統、それから蓄電池も系統とそれぞれ離して今つないでおります。こういった事例、蓄電池が単独で系統につながっているという例は世界で初めてというふうにとっておりまして、それもリユースの蓄電池ということで、さらにおもしろい実証実験だということに着目されてますという御説明でございました。済みません。

○議員（井上勝博）このパテント化ということなんですが、ちょっとその辺を将来的には雇用につながるといってお話をされていらっしゃるんですが、どういうふうにして雇用につながるのか説明していただきたいんですが。

○新エネルギー対策監（久保信治）まず、蓄電池実証ということなんですけれども、普通は電気自動車というのは使い終わりましたら廃棄処分という形で、溶かしてまた使い直すという考え方なんですけれども、車では走れないけれどもまだまだ家庭用では使えるぐらいの電池だということで、実際はかつてみましたら7割から6割ぐらいのまだ力があるというのがわかってまいりました。

そういったものを定置型に置くということで、非常に丈夫で寒冷、それから暑いものにも強いというのがEV車の電池のものでありますので、そのまま例えば家庭用に持っていったり、避難所に持っていったりというようなことで使えることもできますし、再生可能エネルギーをたくさん入れるためにはどうしても蓄電池が必要でありますので、今は1対1で蓄電池が必要なんです。

例えば、1メガワットに対しては1メガワットアワーの蓄電池を一緒につけなさいということでございますけども、蓄電池所というものをもし独立してつけることが可能であれば、これは一つの業態のモデルとしてなり得るということになりますので、これが太陽光発電であったりほかの再生エネからお金をいただくような、雇用を生むような蓄電池所というふうなものが生まれる可能性があるということで、これを甌モデルとか薩摩川内モデルとかいう名前にして、例えばこれを海外に持っていったりほかの地区でやったときにも、例えば0.01キロワット当たり薩摩川内市にも幾らか入るような仕組みができないでしょうかというような検討をしてくださいます。

以上でございます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。

○議員（持原秀行）LEDの街路灯導入事業の中で、3,610万円ということでリース料とか入ってるんですが、この1基当たり幾らぐらいかというのと、もう一つわかったら教えてください。何年ぐらいリースするのか。

○新エネルギー対策課長（山口 誠）まず、スマコミライト、独立電源型LED灯の関係ですけど、120基を3,000万円の5年間でリース契約しております。

あと、もう一点ありますLED照明にかえました既存の街路灯の関係ですが、これは年額で、済みません、詳細な数字はありませんが、予算上では610万円ということで予算計上させてもらっておりまして、先ほどありましたように949灯を交換してリースをしております、交換の費用とランニング、10年間のランニング含めての総額で1年間に610万円払っていくという契約になっております。

○議員（持原秀行）やっぱりリース料って高いですね。1基自体、スマコミライト自体がそんなにしたような記憶がないんですが、これだけリー

スにしたほうが安くつくんですかね。

もう実際これだけ毎年ですよ、これだけ払うのであれば、きちっと借り上げをしてきちっとしたほうが安くつくような気がするんですけども、そこらあたりの考え方を教えてください。

○新エネルギー対策監（久保信治）今、LED街路灯に二つあるという説明いたしました。

一つのほうのスマコミライトが3,000万円も毎年5年間払うのは高いんじゃないかということでございますけども、最初LEDの街路灯をつくるうというときに、まず普通なら補助金を出したりとか、そういった形で開発、研究、そういったものをつくるときに補助を出すというやり方ではなくて、まとめて120基つくっていただいて、それを我々は設置するので分割して支払いますということで、このときには大体1基が150万円ぐらいで開発できたという考え方でございますけども、今は1基当たり80万円ぐらい、約半分になってきております。

ですから、最初120基導入したときにおいては高かったんですけども、それが呼び水になりまして、だんだん下がっておりまして、最初の呼び水の開発費用、研究費用も入った額でありますので高いと。

これが今年3年目でございますので、あと2年で終わりますので、その後はだんだん値段は下がっていくものというふうに考えておるところでございます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

以上で議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分について、質疑は全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

△所管事務調査

○委員長（下園政喜）次に、所管事務調査を行います。

まず、今回当局からの報告事項はないようですが、それではこれより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光）今後の新エネルギー対策課としての進むべき方向性について、ちょっと御意見いただけたら。

○新エネルギー対策監（久保信治）新エネルギー対策課ができてから6年目に突入しております。ただいま御質問の方向性というのは、5年たった、要は短期が過ぎて中期に移ろうとしたときに、どういった考えで方針であるかという御質問でございます。

私どもは、来年度からは御説明あったとおり企画部から商工観光部のほうに移りまして、さらに雇用創出できるような分野に軸足を移していこうという考え方でございます。

今までは課題解決しながらエネルギーを活用してまちづくり、さらには雇用拡大というところに今度は軸足が触れていくというんですかね。ステップアップしていくというふうな考え方で方針は持っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（松澤力）済みません、1点だけお伺いさせていただきます。

先ほど持原議員からもあったんですけど、LEDの街路灯の件で、街路灯の件は進んでいくと思うんですけども、ちょっと御要望いただいている中で小学校とか学校のナイター設備とか、そういう照明もLEDにかえていってほしいという要望はいただいているんですけども、そのあたりの今後の検討があればと思ってちょっとお伺いしたいと思います。

○新エネルギー対策監（久保信治）今、水銀灯というのがだんだんもう近々使えなくなって

まいりますので、新たな補助事業等も検討しながら、所管は教育委員会であったり、それから道路維持課だったりするんですけども、なるべく今回調査した部分でかえられる部分についてはLED灯にはかえてまいりましたけれども、まだまだ残っている部分がございますので、その水銀灯が廃止される分については、今後国の動向を見ながら有利な補助金を活用しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

以上で新エネルギー対策課を終わります。御苦労さまでございました。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（下園政喜）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任していただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）異議なしと認め、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（下園政喜）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合は委員派遣の取り扱いを委員長に一任していただくということでもよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で企画経済委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会
委員長 下園政喜